

平成16年厚岸町議会第2回定例会会議録		
招 集 期 日	平成16年6月16日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成16年6月17日 午前10時00分
	延 会	平成16年6月17日 午後 5時08分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	鹿 野 昇	×
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 17名 欠席議員 1名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	特別養護老人ホーム施設長	藤田 稔
助役	大沼 隆		
収入役	黒田 庄司	デイサービスセンター施設長	藤田 稔(兼務)
総務課長	田辺 正保		
行財政課長	斉藤 健一	監査委員	今村 實
まちづくり推進課長	福田 美樹夫	監査事務局長	阿野 幸男
		教育長	富澤 泰
税務課長	大野 榮司	教委管理課長	柿崎 修一
町民課長	久保 一将	教委生涯学習課長	松浦 正之
保健福祉課長	豊原 隆弘		
環境政策課長	佐藤 悟	教委体育振興課長	大野 繁嗣
農政課長	西野 清		
水産課長	大崎 広也	農委事務局長	藤田 稔
商工観光課長	高根 行晴	教委管理課長補佐	米内山 法敏
建設課長	北村 誠		
水道課長	松澤 武夫	建設課長補佐	倉知 敏春
病院事務長	古川 福一	水道課長補佐	佐藤 雅寛

1. 会議録署名議員

2番	安達 由圃		
3番	南谷 健		

1. 会期

6月16日から6月21日までの6日間(休会6月19日、20日の2日間)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚 岸 町 議 会 第 2 回 定 例 会 議 事 日 程

(1 6 . 6 . 1 7)

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		一般質問
第 3	議案第41号	固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて
第 4	議案第42号	損害賠償の額を定めることについて
第 5	議案第43号	工事請負契約の締結について
第 6	議案第44号	辺地に係る総合整備計画の策定について
第 7	議案第45号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 8	議案第46号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第 9	議案第47号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
第10	議案第48号	厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第49号	厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第50号	厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第13	議案第51号	厚岸町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14	議案第52号	厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について

議 長 | ただいまより平成16年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。
開会時刻 10時00分

議 長 | 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

議 長 | 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番安達議員、3番南谷議員を指名いたします。

議 長 | 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。
3番、南谷議員の一般質問を行います。
3番、南谷議員。

3 番 | 皆さんおはようございます。
第2回定例会に当たりまして、さきに通告してあります2点について質問をさせていただきます。

初めに、今朝の道新にも掲載されておりました浜中、別海両町長さんのコメントが掲載されておりました米軍の移転問題でございます。沖縄に駐留する米海兵隊の一部を陸上自衛隊矢臼別演習場へ移転する構想が、6月7日以降頻りにマスコミ報道されており、多くの町民の皆さんの関心事となっております。

矢臼別演習場は敷地面積が1万6,800平方メートルで、実射可能な射程距離は18キロと、全国で最大の演習場と聞き及んでおります。折しも、昨年私も米海兵隊の演習に視察をさせていただきましたが、その実射、発射地点、そして着弾地点での爆発音や着弾時の土砂の空に舞い上がる様子など、目を見張るものがございました。

皆さんよくご存じのように、同演習場は厚岸町の一部であります。そこへ米海兵隊が移転し、自衛隊と合同演習をし、連携をさらに密にする構想があると聞き及んでおり、この件で防衛庁は別海町長さんへ打診された旨のマスコミ報道がなされておりますが、まずはこの問題の実態についてお尋ねをさせていただきたいと思いません。

次に、現状でも同演習場は我が町の酪農に大きな影響を及ぼしておるところで

ざいまして、さらには水産業においても着弾地がフッポーシ川の上流域に当たり、計画された砂防ダムの問題が未解決の状況にあるなど、町として多くの課題が残っており、町として多くの課題が残っており、町として多くの課題が残っております。厚岸町として、今後どのような対応をなさるのかお伺いをするものでございます。

次に、2点目、町職員退職時の特別昇給についてお伺いをするものでございます。

4月13日付で、総務省は地方公務員の退職直前に給与ランクを引き上げて退職金をかさ上げする退職時特別昇給の全廃を求める通達を出しております。この関係で3点ほどお聞きをさせていただきたいと存じます。

まず1つ目でございますが、退職時の昇給の実態について、いつどのような根拠で開始されたのかお尋ねいたします。2つ目として、特別昇給の平成15年の実績と平成16年以降5カ年の対象人数、金額はどのようになるのか。3つ目として特別昇給についてでございますが、国は5月から全廃、道も既に検討に入っております。道内ではいち早く室蘭市が来年1月からこれを廃止をする方向で検討を進めており、釧路も廃止の方向で検討されておると聞き及んでおります。こうした中、厚岸町は今後この問題をどのような対応をされていかれるのかお伺いし、第1回目の質問とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

議 長
町 長

町長。

おはようございます。

3番、南谷議員の質問にお答えをいたします。

最初に、米軍の矢臼別演習場への移転についてのお尋ねであります。去る6月7日、一部のマスコミによって米国が米軍再編の一環として在沖縄米海兵隊の一部を、北海道の矢臼別演習場に移転させる構想を日本政府に打診しているとの報道がありました。

このことは、私にとって寝耳に水のことであり、直ちに報道の事実関係を確認するため、札幌防衛施設局に問い合わせをしたところ、当局では承知していないので東京に確認したいとのことでありました。翌8日に得られた防衛施設局の回答は、外務省によれば報道にあった案のいずれについても米軍から提案を受けている事実はないとのことであり、防衛施設庁としても承知していないというものであります。

この報道の後、早速マスコミ各社から私に地元自治体首長としてのコメントを求められましたが、現段階では極めて不明確なものだけに困惑しており、確実な情報

のない中ではコメントのしようがないということを申し上げてまいりました。質問をいただいた南谷議員を初め、皆さまにもこのような現状であることをご理解願いたいと存じます。

なお、今後の町の対応についてであります。平成9年から開始された米海兵隊による矢臼別演習場での実弾射撃訓練に際して、これまでに訓練実施の都度、北海道、別海町、浜中町、標茶町及び厚岸町で構成する矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じて、地元の意向を伝える要請活動を続けてきております。

この要請事項の中には、将来にわたって在沖繩米軍による矢臼別演習場での実弾射撃訓練が固定化されないことと、在日米軍基地全体の整理縮小に向けて国において最大限の努力を払うことなどがあります。現段階においては、当面これら要請事項を継続し、この地元の意向が十分に尊重されるよう、これまで同様国に対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、教職員退職時特別昇給についての質問にお答えいたします。

まず、退職昇給の実態について、いつどのような根拠で開始されたのかのご質問であります。職員の給料は勤務の状況や職務の内容などに応じて定期的に昇給が行われており、また退職金の額はその職員の退職時点における給料額をもとに算定がされます。

退職時特別昇給は一定の勤続年数を経て退職する場合には、この退職金の算定のベースとなる給料を、その者が退職する月に昇給させることによって退職金を増額して支給する制度であり、国家公務員の場合は1952年、昭和27年に設けられ、20年以上勤続して退職する場合に1号俸を引き上げて退職金をかさ上げする措置がされていましたが、人事院規則の改正により本年5月1日にこの制度が廃止されたところ です。

この制度は、地方自治体においても大半が採用してきており、管内町村の状況を勘案して厚岸町でも平成3年4月から国の基準と同じ内容で制度化し、現在に至っております。

次に、この退職時特別昇給による平成15年度実績と平成16年以降5カ年の見込み金額についてですが、平成15年度においては5名の職員が対象となり、退職時特別昇給による支給額は1人平均約19万円で、総体では約95万円となっており、また16年以降5カ年の見込みでは37名の職員が対象となり、支給額は1人平均で約20万円

で、総体で約 740万円となります。

最後に、国、道、各町が検討される中で今後どのような対応となるのかとのご質問にお答えいたします。

当町の給与は、人事院勧告に沿った内容を基本に、労使協議を行った上で議会に提案をさせていただき、決定をしているところであります。これまで給与決定に当たって国の制度を参考としてきておりますが、国において制度化されておりました退職時特別昇給が本年5月で廃止されていることから、当町において実施している退職時特別昇給についても国同様の考え方で職員組合に提案を行い、本年度中に労使協議を進めたいと考えております。

以上でございます。

議 長
3 番

3 番、南谷議員。

今日、国レベルでは世界情勢から国民保護法など有事関連7法が14日付で成立しております。今後は、他国からの武力攻撃に対する住民避難、救援を支援する地方自治体の体制整備が大きな課題になってくると私は思います。

さらには、有事関連7法の一つ、米軍行動円滑法というものがございます。この中では、政府は米軍情報を国民に提供、米軍の行動が自治体の対応に影響がある場合連絡調整するとうたわれております。日本とアメリカの軍事情勢が急速な展開をし、国の権限が地方自治体に大きく影響する時代背景にあると私は思います。

このような状況の中で、我が町厚岸町はその地域内に自衛隊の演習場を有しておるわけでございます。非常に長として高度な判断が求められているときにあると思います。私は、長として先ほどの町長の答弁にありましたが、何も聞こえておらないということでは済まされないと思います。少なくとも、町民の多くの皆さんに適切な情報を提供する町長としてどのような対応をしていくのか示すべきと感じますが、いかがでしょうか。

次に、特別昇給についてでございます。

6月15日付の日銀総裁のコメントによりますと、景気は前向きに循環している、主要因は株価の上昇でございますと答弁がございましたが、個人資産が伸びているもののこれは株価要因だそうでございますが、しかしながら実質消費者の実態は貯金を取り崩して主婦は家計のやりくりをしているのが実態でございます。

我が町厚岸町におきましても、大宗漁業である昆布はきょうで3日出漁したわけ

でございますが、幸いにして生産量の方は見込まれますが、輸入昆布の半製品の問題もあり、価格の面では非常に見通しが厳しいものが一つございます。さらには、サケ、マスの出漁においてもやっと昨日出漁に至ったわけで、休漁をやむなくした2隻の漁船もあるやに聞き及んでおります。

さらにはまた、公共事業においてもしかりでございます。国からの削減で昨年度以来大きな事業というものがすっかり減少して、業界自体非常に冷え込んでおり、町の経済に大きくかかわってきておると私は認識をしておるところでございます。非常に厳しい町内の経済状況の中で、今後とも慎重な対応をしていかなければならないような町の財務推計におかれましても、まだまだ見通しの厳しい部分が残っておるわけでございます。

このような背景時、町職員の皆さんの懐に直接かかわることでございますけれども、先ほどの町長さんの答弁でございますが、今後検討してまいりたいと。私は、もっと町の職員の皆さんが、いつも申しておるんですけれども胸を張ってしっかり働いていただけるような体制づくり、そのためにもこの特別昇給というものはいかがなものか、事前にもっと早く手を打っていただきたいものと思いますし、町職員の皆さんの適切な判断を切望するものでございまして、2回目の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

再質問にお答えをさせていただきます。

私からは在沖縄米海兵隊に関する答弁をさせていただきます。その他につきましては、担当課長から答弁をさせます。

ご承知のとおり、平成9年厚岸町は実弾射撃訓練に当たりまして条件つき受け入れを容認いたし、今日に至っておるわけであります。町の長として、今日まで平穏の中で演習が行われておりますことを大変安堵に思っておるわけであります。

しかしながら、我が国の防衛政策は国の戦関事項といえ、矢臼別演習場に関係する地元を無視したようなこのたびの報道がなされましたことはまことに遺憾であり、地元住民が動揺するようなことがあってはならない、そのように考えております。

今後とも、矢臼別演習場関係機関連絡会議を通じ、矢臼別演習場での実弾射撃訓練が固定化されないことなど、これまでの申し入れが尊重されるよう万全の対応を国に対し引き続き求めてまいりたい、そのように考えております。

議 長
総務課長

総務課長。

退職時特別昇給に関連するご質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど、町長が答弁の中に申し上げておりますとおり、この取り扱いにつきましては今年検討に入らせていただきたいという内容でございます。もう南谷議員さんもお理解いただいているとおり、厚岸町の財源は非常に厳しい、そういう中で第2次財政基本方針の中でもこの人件費の抑制という部分を取り上げさせていただいておりますし、もう既に部門ごとに実施をさせてきていただいているということはお理解いただいているとおりでございます。

こうした中で、この退職時特別昇給につきましても国の制度が変わってきてございます。そういった中で、国の制度に準拠したような形の中でそれぞれ厚岸町の給与関係についても定められてきているという背景もございまして、その辺を踏まえまして、この後組合に提示をさせていただき、労使の協議のもとに定めたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
3 番

3 番。

2点目の職員の関係につきましては、職員の皆さんに特段のご理解を賜ればと思っております。

次に、米海兵隊矢白別移転問題でございますが、別海町は防衛施設関連の経済効果ははかり知れないという町長の答弁、道新の方にも掲載しておりました。年間の交付税関係だけで十四、五億あるんだと、大きなものがある、だからということではございませんが、私は演習地の地形上、着弾地が厚岸側にあり、実質の影響は厚岸町や標茶町の方がむしろ甚大であると考えております。国や道のこれまでの物心両面での対応は若干偏っているように思われますが、いかがでしょうか。

この上、米海兵隊の移転が実現されると、町内の産業初め町民、小学生の子供から町内に住んでいる多くの住民に多大な影響を及ぼすことは必至であります。断じて安易な賛同はできるものではなく、将来の厚岸町を見据え、町としてしっかりと対応が望まれると私は切望するものでございます。町長のお考えを改めて質問させていただきまして、3回目の質問とさせていただきます。

議 長
町 長

町長。

再々質問にお答えをさせていただきます。

平成9年の厚岸町の容認に当たっての受け入れ条件につきましては、騒音と治安

対策のほかに地域の振興対策を条件に挙げておるわけであります。ただいま、駐屯地が所在する別海町と厚岸町の差異についてのお話がありましたが、別海町は別海町なりの地域振興、経済効果があると思います。

厚岸町におきましても、交付税等いろいろな関係に協力をいただいております。その若干の効果はあるといえども、町長といたしましてはやはり地域住民の安全で安心な暮らしができるまちづくりというものに責任があるわけであります。

そういう意味において、ケアを支給するということが最も大事なことであります。その中での自衛隊の役割というのは、私は理解を持っておるつもりでございます。しかしながら、米軍の移転があるとすればそこに何らかの不安、動揺が住民にはのしかかってくるのではなかろうかと大変危惧をいたしておるわけであります。

そういう意味において、先ほども答弁いたしましたけれども、私といたしましては今日までも防衛施設局並びに国に対して受け入れ条件に伴う容認した経緯を踏まえて、地域住民が米軍とともに安心して日本の平和を維持できる体制をつくっていただきたいと強く望んできたところであります。

私といたしましても、町民、そしてまた関係町村と踏まえて今後とも万全の対応がとれるように強く要請してまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で南谷議員の一般質問を終わります。

次に、16番、竹田議員の一般質問を行います。

16番、竹田議員。

1 6 番

おはようございます。

さきに通告いたしました質問をさせていただきます。

小学校、中学校における統廃合について。

財政難が続く中、三位一体や道州制、特区や合併のこともあり、今からどうすべきか町民の意見を聞く時期に当たっている中、次の観点から質問をさせていただきます。

統合しようと思っているのかいないのかということ、平成16年度以降、各学校の改修工事費がどのくらいかかるのか、予定予算額を各学校に出していただきたい。今後統合せざるを得ないとするならば、住民との話し合いなどの予定をどう考えて

議 長
教 育 長

いるのか、3点にわたって質問させていただきます。よろしく申し上げます。

教育長。

おはようございます。

16番、竹田議員の質問にお答えいたします。

小・中学校の統廃合について、財政難が続く中で合併のこともあり、今からどうすべきか住民の意見をきちんと聞くべきではないかとのこと質問でございます。

質問要旨の1、統合しようと思っているのかいないのか及び、3、今後統合せざるを得ないとするならば住民との話し合いなどの予定をどう考えているかをあわせてまずお答えさせていただきます。

町立学校の統廃合につきましては、少子・高齢化が一段と進む中、先日発表された1人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する合計特殊出生率においても、全国で1.29、北海道においては全国で下から4番目の1.2となっており、現在の人口を維持するのに必要な出生率2.08と試算されていることから、さらに少子化が進む状況を示しておりますし、厚岸町においても平成2年から平成14年の12年間において町内の総人口は2,132人減のマイナス15%に対し、ゼロ歳から14歳の子供に限ってはマイナス37%、さらに65歳以上に関しては逆にプラス55%と、少子・高齢化が顕著にあらわれています。このことは学校の生徒数、学級数においても明らかです。

このような児童・生徒数の減少、それに伴う学級数の減少、さらには教職員の減少が進む現状を、子供たちにとっての教育効果の面から検討し、具体的方策へと向かう必要があります。

学校教育は、学級、学年という枠組みの中で集団を前提に成立する制度であり、この集団の持つ教育力とは子供たちがよい意味での競争心を持って切磋琢磨したり、協力をして何かをなし遂げる喜びを感じたり、時には仲たがいがあってもそれを乗り越える経験を通して個々の発展段階に見合った自主性、主体性、さらには社会性、協調性を獲得させる内在的な力のことであると考えます。

この集団の持つ教育力が生かされるためには、教科学習はもちろん運動会、文化祭等の学校行事や部活動においても一定規模の集団を確保することが必要であります。また、児童・生徒の減少が学級数、さらには教職員数の減少となり、多様な学習や活動メニューを提供できないばかりか、中学校における専門教科の教員配置等においても、望ましい教育環境が維持できない状況となります。

したがいまして、児童・生徒の学習や生活の場として望ましい基本的な適正規模を設定し、町内学校の統合も視野に入れた学校の適正配置を検討する必要があると考えております。

また、学校施設は多くの児童・生徒等が一日の多くを過ごす学習、生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠です。また、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、児童・生徒のみならず地域住民の学習や交流の場ともなり、さらには地震等の災害発生時には応急的な避難場所としての役割も果たすことから、十分な耐震性や機能を果たす整備が求められています。

しかし、ご質問にあるように、地方財政をめぐる状況は一層厳しさを増しており、このような状況下においての町内学校の老朽化への対応並びに耐震化計画は、将来の学校規模が設定する適正規模以上であっても、多額の事業費を要する計画策定は困難と言わざるを得ない状況にあります。

したがいまして、簡易的な耐震化優先度調査及び施設状況等を総合的に勘案して整備計画を策定し、施設整備の面からも学校の適正配置を検討する必要があると考えております。いずれにしても、常に子供たちにとってどうなるのかを考えながら検討を進めたいと考えております。

ただ、検討に際しては保護者や学校、さらには地域住民のご意見を聴取することはもちろん、与える影響の大きさから財政面などの効率性だけの安易な統合は避けなければならないと考えております。

今後の進め方としては、2点の検討の柱に沿って保護者や学校、さらには地域住民との話し合いを進めていくこととなりますが、既に教育環境の面における状況判断の中で、2つの地域との話し合いを進めてきておりますし、今後もあらゆる機会をとらえ積極的に話し合いを進めていく考えでおります。

次に、(2)平成16年度以降、各学校の改修工事費がどれくらいかかるのか予定予算額を各学校ごとにとの質問ですが、平成16年度の修繕費につきましては学校施設数12校で306万6,000円、改修費は真竜中学校屋上防水改修工事の2,100万円を予定しております。平成17年度以降につきましては、修繕費は例年同程度の額を予定しております。また、比較的金額が大きくなる改修費ですが、幾つもの改修すべき学校がありますが、本年以降平成18年度までの3カ年実施計画で、平成17年度予定の太田中学校簡易水洗化工事249万9,000円と、厚岸中学校屋上防水改修工事1,134

議 長
16 番

万円が予定されております。

以上でございます。

16番。

教育行政執行方針という町でお出しになりました教育方針について、学校の教育充実、各学校が教育改革の流れを的確に把握し、学校経営を確立し、学校教育と社会教育を推進して町民の皆さまの期待にこたえ得る教育行政を進めてまいりたいと、その中に3つほど挙げられております。

1つについては、地域家庭に引かれた学校経営、豊かな心、職員の資質向上等があります。これらを含めて安易に統廃合を進めるという考えは私自身もありません。教育は、人材育成、社会育成、未来への投資でありますから、教育費を削減することはその上から考えると全くもって統廃合については間違いであるといういろいろな意見があります。

しかし、その教育費が適正なのかどうかということについて十分に検討することについて、ただいまの答弁にもあったとおり非常に大事なことでもあります。子供の人数に対して、運営費、管理費のバランス等々があると思います。子供の人数によって先生の数が減るということも現状にはあります。少ない学校の生徒に対して、例えば9人の生徒に対して先生が5人しか学校に置けない、また5人しかいない学校には先生3人しか置けない等々の約束事があると聞いております。

教育を専門的立場から考えると、中学校では10種類の教科、小学校においては9種類の教科があると私は思っておりますが、3人、5人しかいない先生たちが子供たちに十分な教育がそれではできるのか、また多人数で行うスポーツ等が全くできないということもあり、教育費また教育面から考えると適正かどうかということをもっと真剣に考えなければならない部分に差しかかっていると思います。

たくさん問題を町民とともに十分に話し合うことが求められていると考えられます。教育だからといって幾らお金を使ってもいいのか、しかし避けては通れない少子化問題、財政難の上から、どうすれば教育を前提におろそかにならずに住民の納得のいく、子供も納得のいく適切な統廃合をしなければならないのかということをもっと大前提に考えていくことが必要になってまいります。

全国の統廃合についてここに資料がありますので、参考に読ませていただきます。統廃合して施設を建築する場合は十分に計画に助成すること、補助金の配分につい

ては、統合を行った学校に対しては格別の配慮を行うこと、スクールバス、スクールボートの交通機関の設置に対して助成を行うこと、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行なうこと、地域住民との間に紛争を生じたり通学上著しい困難を招いたりすることは避けたい、小規模校には教職員と児童・生徒の人間性の触れ合いや個別指導の面で、小規模学校としての教育上の利点も考えられる。統合的に判断した場合、なお小規模校として存置する方が望ましいのではないか。教育権利から考え教育は保護者のものであり、学校は地域のものであるとの信念のもと、地域住民の総意がない限り1校なりとも学校は廃校しないという意見等々もあります。

また、別な住民の意見の中では、これからの地域や日本の将来を担う子供たちの教育のあり方を、新しい自治体づくりが論議される中、適切な方向づけを児童・生徒、教職員、保護者を含めた地域の皆さんで論議しなければなりません。集落機能の再編、再生は住民みずからが町に参画し実践するという自治への条件整備です。これらのまちづくりでは、住民が主体、役割を担うことが求められており、新しい時代にふさわしい住民と行政の共同化が必要だと思います。

行政上の費用効果、学校経費、教育効果、財源問題、建てかえや新築の費用など全体を考えたとき、統廃合はやはり避けて通れませんという答弁であります。そのために実態把握をどう調査してきているのかという部分から、2回目の質問をまとめてさせていただきます。

1つ目は、平成20年をめどに統合制を考えていきたいという、平成16年3月に教育長の答弁があります。平成20年をめどに統合制をどう考えているのかお聞きしたいと思います。

財政だけのことを考えれば統合した方がよいのではないかというふうにすぐ思うわけですが、結果としてそうせざるを得ないと思って現実にいるのかどうか、また例えば学校を1つなくした場合に、運営費、管理費、すべてのシミュレーションをどう考えているのか、それから学校を1つなくしたときに学校の先生の税収入についてもマイナス面が生じるというふうに、平成16年3月のときに教育長の答弁がありました。その税収入の部分についてもお教えいただきたいと思います。

それから、少子・高齢化が進む中、厚岸町として安心して子供が生める、そして安心して育てていける環境を職員としてこれからどう考えているのかお聞きしたいと思います。

議長
教育長

以上3点について、2回目の質問をさせていただきます。

教育長。

竹田議員の2回目の質問にお答えいたします。

平成20年をめぐりにどのように考えているのかというご質問でございます。

その前に、どんどん学校が小さくなる中で確かにいろいろな面で不自由をしているということも事実であろうというふうに思います。特にスポーツ面、あるいは集団で行なう授業等についてはそれぞれ共同学習等を行なってはおりますけれども、大きな学校と比較するとそういう学習が難しいという面も、私どもも感じるところであります。

20年をめぐりにどのように考えているかという部分でございますけれども、21年までの子供たちの数字というものが既におおよその数字がとらえられているという点もございまして、そこから見ていくと20年、21年あたりはかなり少なくなってくるという状況が既に明らかになっております。

それともう一つ言えることは、幾つかの学校で校舎自体がそろそろ1回目の答弁でも申しましたが老朽化してきて、かなり大規模な改修をしなければならない、しかし改修することが難しいという状況になる、しかも児童・生徒の数が10名の方の数字になってくるというような状況を考えたときに、それ以前、ですから今の段階からそういう状況になっていく状況があるということを経つかの地域にはお話しをしながら、今から検討してまいりたいというふうに前回もお答えいたしましたし、私自身も今でもそういうふうに考えているところであります。

そして、財政的な部分でございますけれども、この部分を言いますと普通地方交付税の部分で言いますと、平成15年度ベースで1校当たりの単費用でいきますと、小学校が1,093万8,000円、これに財政力指数の0.772という指数を掛けた数字、これが1校当たりの小学校の交付税の金額になりますけれども856万円程度、1クラス当たりが75万円程度になります。中学校で言いますと1校当たり約1,000万、1クラス当たり90万8,000円というふうな数字になってまいりますし、税金の問題につきましても個々個人の部分でございますけれども、平均して1人当たり20万から30万程度の税金が入っているというふうな状況にあります。

確かに、経費の問題で私たちもシミュレーションを何度も立てておりますけれども、地域に行ってお話しもしておりますが、例えば中学校だけを閉じて小学校を残

すというふうな辺地校のような状況の場合、これは明らかに閉めた方が財政的には不利であるというような状況があります。

ただ、小・中学校両方閉めるということになりますと、これはこれでまたもう一つ違った形になるわけですが、現状の中で去年地域に入ってお話しさせていただいた中では、決して財政的な事情で相談に上がっているのではありませんよと、子供たちが教員が減る中で適正な授業効果が得られないのではないかという中で、今後どういうふうに考えますかというふうな相談をさせていただいております。

このことについては、ほかの地域でもそうですけれども、ただいろいろな機会あるごとに私自身もこれから改築するということは非常に難しいということは、それぞれの地域でもお話しさせていただいておりますので、今後もそういう機会をつくりながらお話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、安心して教育が受けられる部分をどのようにということでございますが、もちろんハード面、そして教職員の資質向上あるいは教育方針等含めて、長崎の方で大変衝撃的な事件が起きました。その中での校長先生の言葉を非常に重く受けとめております。あれだけ心の教育をやっているながら、非常にむなしさを感じるというふうな発言がありました。

このことについては、私どもも本当に大きな一つの柱として子供たちの心の問題を取り扱ってきたつもりでいながら、実際に子供たちがなかなかそういう方向には向かっていないのかなというふうなものも含めて、非常に衝撃的な問題でありました。今後、国、道、そして町内の先生たちも含めた中で、子供たちの心の成長、心の教育の面については改めて考える必要があるのかな、そういうものを含めて安心して学習できる環境というものは、ハード、ソフト含めての問題であろうかというふうに考えます。

この点については、本当に肝に銘じて教育委員会、学校としてとらえていかなければならないというふうに考えております。

議 長

答弁漏れありますか。

16 番

安心して子供が生める、育てられるという部分について、その環境と職員としてはどう考えているのかということ。

議 長

保健福祉課長。

保健福祉
課 長

大変失礼をいたしました。

子育て関連ということのご質問でございます。この後、田宮議員さんからもご質問が出ておりますけれども、昨年7月に成立をしてございます次世代育成支援対策推進法、これによりまして厚岸町の地域行動計画なるものを今年度中に策定をしていかなければならないという課題がございます。その中で、厚岸町といたしまして地域の中で親御さんがどのようなニーズを持たれているのか、厚岸町に今展開されているいろいろな施策、これらにつきましてどのような状況になっているのか、そういうのを集積した上で今後10年間どのように展開していくのかというような方向づけを持ちまして計画を樹立していくというような心づもりでいるところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長

16番。

16 番

地域の話し合いを進めているということで大変ありがたくは思いますけれども、どの地域と話を多く進めているのか、全部の学校に同じ言葉で同じような周知で話されているということにはならないと思うんですね。統廃合しなければならない部分としなくてもいい部分というのがあると思うんです。その中で、どの地域を重点に話されているのかどうなのかということは、もしお答えできればお願いしたい。また、その具体的な話、ちょっと余りにもアバウトすぎて統廃合という部分から考えるとちょっと遠ざかっているような部分に私は聞かされるんですけども、その部分についてももう少し詳しく説明してもらいたいと思うんです。

また、学校の修繕費等で資料を出していただきましたけれども、平成10年から16年にかけて7年間の平均をとると、年間約2,902万円かかる。答弁にもありましたけれども、これからかかる修繕費等の17年以降の金額も出されました。また、修繕費等のほかに運営費等もあります。太田中学校、厚岸中学校、電気暖房など使っていて、非常にこの電気暖房が調子が悪いといった部分もありますけれども、こういった運営費等もありますよね。

それから人件費、道職員については道の負担ですが、学校維持費の事務公務補については町の負担、公務補については年間6,587万、1人当たり658万の公務補に対しての給料、それから事務生については4,597万、1人当たり656万という費用がかかっている。こういったこともやはり考えていかなければならない統廃合の中身でもあるというふうに思います。

そういった部分をいろいろ考えながら、地域との話し合いをしていかなければな

議 長
教 育 長

らないのではないかと思います。ですから、具体的な話をもっとして行って、町民にわかりやすい統廃合をしなければならない方向性というのがどうあるべきなのかということ詳しく話して理解を求めなければならないというふうに思いますので、その辺を話してもらいたいと。

また、単純な発想ですが厚岸町において子育てについても、産んで安心なんだと、教育についても万全なんだということを示していけば、今から7年、8年たてば小学生がふえるわけですね、単純に言えば。そういった住民に対しての安心できるような方向性というのは考えられているのか、この部分について答弁してもらったんですけれども、私全然理解できなかったんですけれども、もう一度お聞かせいただけます。

これで3回目の質問を終わります。

教育長。

統廃合の地域について具体的にというご質問でございます。

まず、昨年の夏に2つの地域にお話をさせていただきました。これにつきましては、1つについては上尾幌中学校ともう一点は片無去中学校でございます。この2校につきましては、今年度の4月時点で教職員の数が少なくなる可能性があるということをお話を前提に、例えば2月3月に住民の方にお話しをしても、急に言われても困るといってもございまして、少し早目ということの中で去年の夏にこういう状況になるかもしれない、可能性が高い、その中で例えば主要5科目の先生がそろわない状況になるけれども、地域としてどのようにお考えですかと、そのお話し合いの中で先ほど私が言ったとおり、決して別に財政的につぶそうという気持ちでお話し合いに来たわけではありませんよと、これについては子供たちが免許外と言って免許以外の教科を、当然3人4人で9科目10科目教えるということになれば、1人の先生が2科目から3科目中学校で持つということになるわけですから、当然免許外の科目がふえるわけです。そういう状況になりますということでお話し合いをさせていただきました。

少なくとも今年度、今回についてはできれば学校は続けていきたいというふうな地域の意向を受けまして、今年の4月以降についてもできるだけ教員の配置についても道教委の方に配慮いただくようお願いをする中で今回続けてきたという状況であります。

ただ、今後につきましては上尾幌地域については今後とも減っていくという状況がわかっておりますので、この点については今後ともお話し合いを進めていって、ある一定の時期には統合せざるを得ないというふうに考えております。

片無去地区につきましては、逆に言いますとある程度の人数が急に減ってくる状況にないということも一つにはありますが、先ほど言ったように校舎の老朽化を踏まえる中で将来的な統合についても今後お話し合いを進めていきたいというふうに考えているところであります。

先ほど、もう一点具体的にということでございますけれども、やはり町内のことを考えていきますと、老朽化の著しい学校、将来的には尾幌小・中学校、そして厚静小学校、ここの部分については数年前までには教育委員会として改築する必要があるのではないかというふうな方向性で考えていたところでありますけれども、今の経済情勢を考えていく、そして四、五年前には予想していた以上に平成20年度、21年度の両地域の子供たちが減少するというのも、これは当時の例えば四、五年前に考えていた状況と今の状況とは、また少し少子化が進んでいるということも事実でありますので、この点についても将来的な統合に向けては検討してまいりたいと考えているところであります。

2点目、公務補の問題、事務生の問題、いろいろな問題お話しいただきました。ただ、一遍になくすということではないにしても、現在の中でも公務補の退職に合わせて不補充、あるいは共同作業等を行なうことによって削減を図ってきておりますし、この点につきましても学校問題とは別に効率化を進めていきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

議 長
保健福祉課 長

保健福祉課長。

子育て支援策、具体的にお示しをということでございます。

厚岸町におきましては、年々誕生いたしますお子さんが確かに減ってきてございます。現在では1年間に100人を切るような状況が生じてきているようでございます。現状を見ますと、お父さんにつきましてはなかなか子育てにかかわれない、お母さんが1人のお子さんを育児するというような環境が町内にもあるようでございます。

それに対しまして、町としてどのように具体的に対応してまいったかということ

でございますけれども、子育てにつきましては母親の方々がいろいろな形で子育てに対します心配事、そういうものを抱えながら育児に努められているという状況もございます。

そういうことに対応するということにつきましては、本町側、厚岸保育所の中に子育て支援センター、これは平成14年に設立をさせていただきまして、心配事を抱えましたお母さん方にお子さん連れでお出でをいただいて、母親同士いろんな形で情報交換をすると、指導されている方々からもいろんな意味で情報を得るというようなことで、子育ての心配事を軽減していくということで利用していただいているところでございます。

さらに、保育所ということで保育に欠けますお子さん、お母さんが働きに出る等々で保育に欠ける状況が生じた場合、公立の保育所それから僻地保育所、こういうものにつきまして厚岸町直営で運営いたしております、子育て支援に努めている状況でございます。

また、小学校に上がりまして放課後帰られても自宅にどなたもいらっしゃらないというような状況につきましては、いわゆるかぎっ子というような状態があるわけでございますけれども、ここの部分につきましては真竜側、本町側それぞれ1カ所ずつ児童館を設置させていただいております、そこに放課後お子さんにお出でをいただくというような形で子育ての支援を行なうというようなことで進めているところでございます。

これらの今進めている事項につきましては、先ほどお話をいたしました地域行動計画に引き継ぎまして、引き続きその充実といいますか運営に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で。

16 番

済みません、産んでも安心という部分については答えてもらっていないということと言いたかったんです。それは産んだ後の支援策でしょう。産んでも安心ということは、産みたいという親の気持ちになれるようにという部分聞きたかったんですが。

議 長

休憩します。

休憩時刻 11時11分

議 長

再開します。

再開時刻 11時12分

以上で竹田議員の一般質問を終わります。

次に、14番、田宮議員の一般質問を行ないます。

14番、田宮議員。

1 4 番

第2回の定例会に当たり、一般質問を行なうものであります。

1点目は、昨年7月第156通常国会で次世代育成支援対策推進法が成立をいたしました。地方自治体と300人の従業員を超える大企業に子育て支援の計画策定を義務づけているわけであります。

厚岸町の行動計画策定に向けての取り組みについて、また同時に一部改正されました児童福祉法は子育て支援事業の実施に対する市町村の努力義務を定め、保護者への情報提供、相談、助言、あっせん、調整、要請の事務が法制化されたわけでありますが、これらに基づいての厚岸町の取り組みについてご説明をいただきたいのであります。

第2点目は、小規模工事登録制度について質問をいたします。

地方自治法第234条は、契約締結の方法の一つとしての随意契約、地方自治法施行令第167条の2は、随意契約できる場合について定めておりますが、この随意契約を創造的に運用して市町村が発注する小規模な修理修繕契約について、市町村内の小規模事業者の発注機会を拡大し、積極的に活用することによって市町村内の経済活性化を図ることを目的にして、この制度を制定する自治体がふえていると聞いておりますが、このことについてぜひ実現を図っていただきたいと思っております。

次に、3町合併等調査研究報告書を拝見いたしまして、これに基づいて幾つか考えたことをご質問申し上げます。

報告書そのものについては、合併等調査特別委員会でこの定例会が終わりました後論議をすることになっておりますから、詳細はそれに譲るといたしまして、私は財政のシミュレーションについて20年から30年後のものがどうしても必要ではないかというふうに考えますが、いかがでありましょうか。

2つ目は、地域経済への影響をどのように考えておられるかお伺いをいたします。

最後に、地域経済の振興について町としてどのように考えておられるかお答えをいただきたいのであります。

最後に、就学困難な児童・生徒への援助制度についてであります。1つは対象者数と援助総額（町の支出と国庫補助金）の推移についてお答えをいただきたいの

議 長
町 長

であります。

2つ目は、準要保護者の資格要件についてお答えをいただきたいのであります。

以上で第1回目の質問を終わります。

町長。

14番、田宮議員の一般質問にお答えを申し上げます。

初めに、昨年7月に成立をした次世代育成支援対策推進法の概要について述べてさせていただきます。

平成14年1月に発表された日本の将来推計人口によれば、国においては従来少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、夫婦の出生率そのものの低下という新しい現象が見られ、現状のままでは少子化は今後一層進行すると予想されました。急速な少子化の進行は、今後我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるため改めて国、地方公共団体、企業などが一体となって従来の取り組みに加え、もう一段の対策を進める必要があることから、国、地方公共団体、事業主による行動計画策定などの責務、父母やその他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭その他の場において子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して支援対策が進められるように、次世代育成支援対策推進法が立法化されたものであります。

法律は10年間の時限立法で、地方公共団体に義務づけられている市町村行動計画に関する規定は、平成17年4月1日から施行されることから、市町村においては平成16年度中に市町村行動計画を策定することが必要になっております。なお、行動の期間は5年を1期とし、2期目につきましては必要な見直しを行なった上で、残り5年間の計画となります。

市町村行動計画に盛り込むべき事項としては、法第8条第1項において地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子供の心身の健全な成長に資する教育環境の整備、子供を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進、その他の次世代育成支援対策の実施が掲げられております。

こうした施策の領域を踏まえ、計画作成に当たることとなっておりますが、国が定めた行動計画策定指針をもとに、役場内においては昨年12月に課長などで構成す

る政策会議により、関係6課の連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため全庁的な体制のもとに計画作成などを行なうことについて確認を行なっております。

また、計画作成に先立ちまして、両者の意向及び生活実態を把握するため、まずは小学校3年生以下のお子さんがいる子育て中の779人の全世帯へのアンケートによるニーズ調査を実施し、民生委員、児童委員の皆さまのご協力をいただきまして調査書回収作業を本年1月に終え、現在担当係において分析作業を行なっているとともに、これまでの諸施策の点検作業もあわせて行なっているところでございます。

なお、現在はまた行動計画の策定やこれに基づく措置の実施に関し意見交換などを行なうため、町、産業団体、子育てに関する活動を行なう地域活動団体、保健福祉関係者、教育関係者での構成を考えた地域協議会を近日中に設置する準備を進めているところであります。

今後は、地域協議会における意見交換などを得て、さらに必要とする利用者ニーズの把握や懇談会または説明会の開催などを通じて計画作成にかかわる情報を提供するとともに、住民の意見を幅広く聴取し、反映させてまいりたいと考えているところでございます。

なお、策定された行動計画につきましては、公表することとされており、広報紙やホームページの掲載、関係機関団体などへの配布などにより適時かつ適切に広く住民に周知してまいりたいと考えております。

次に、小規模工事登録制度について、地方自治法施行令第167条の2に規定されている随意契約を創造的に運用して、小規模事業者の発注機会を拡大し、市町村内の経済活性化を図ってはとのご質問であります。厚岸町としても地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額を、厚岸町財務規則第141条に定めており、特に工事または製造の請け負い130万円以内の工事については、厚岸町建設工事執行規則が適用されない建設工事の執行として、平成元年訓令第12号で少額工事事務取扱要領を定め、実施してきているところであります。

これは、質問者が言われる小規模工事登録制度とは異なりますが、町に入札参加資格申請がなくても入札などに参加させ、契約の相手方にすることができるものであります。

近年、町の公共施設の営繕に当たっては町の直営もしくは損傷が著しくなっ

らの修繕などが多く、少額工事の発注機会が少ない現状ではありますが、今後簡易な営繕などについては少額工事事務取扱要領を町内業者さんにも理解をいただき、入札や見積もり合わせに参加の機会がふえるよう、関係各課にも周知したいと考えております。

次に、3町合併調査研究報告書を読んでについてお答えします。

初めに、二、三十年のシミュレーションが必要ではないかとのことでありますが、厚岸、弟子屈、浜中の3町研究会は、仮に合併したらどうなるかという一歩進めた研究をしようということで、標茶町も入って4町で行なった平成15年5月の市町村合併等調査研究報告を補完する形でスタートをしました。

ご質問にある財政シミュレーションは、合併を前提とした各町がそれぞれの町の情報を持ち寄って1つの町として合併したら、施策や制度をどのようにするか、あるいはどのようになるかという分析や予測する作業によって可能になるものでありますが、それぞれの町にはその思いや考え方に差があり、1つになって合併を進める前提での研究とはなっておりません。

このようなことから、各課にまたがる情報を持ち寄って総合的な合併研究をすることにならず、3町の財政担当課が普通交付税と合併特例債について、総務担当課が組織機構と人件費について、それぞれ平成18年度から平成33年度までの15年間のシミュレーションを行なったのが3町の研究報告書であります。これをもって合併についての是非を論ずるには十分ではないと思いますが、合併について1つの判断材料となる価値はあるものと考えております。

今後において、厚岸町と合併を前提とした協議を行ないたいという町があらわれるのであればそれを拒むものではなく、まずは協議を重ねて一歩踏み込んだ情報として財政シミュレーションを議会、町民の皆さまに提示することが可能になることをご理解願いたいと存じます。

次に、合併を前提にした地域経済の影響と地域経済の振興の2点についてのお尋ねであります。合併に向かうか否かについての方向性を決めていない現段階においてその考え方を述べるのは適当ではないと考えております。しかし、合併するしないにかかわらず、急速に進む少子・高齢社会と人口の減少が続く中での地域の産業経済構造は大きく変わらざるを得ないと思っております。

まず、ご質問の地域経済の影響ですが、現在の合併は大きな枠組みによる行財政

効果をねらうものとして、特に人件費関係のスリム化が根底にあることを認識しなければなりません。厳しさを増す財政状況のもとで我が町のみで考えても、職員数の減員は避けて通ることができない課題であり、地域の中核である役場に働く職員の減少からくる地元消費の落ち込みは、進む方向によって差異は生じますが、地域経済に少なからず影響を及ぼすこととなります。

また、疲弊を続ける経済活動をいかに活性化させるかが、町の大きな課題として考えなければなりません。合併による地域経済の影響を明らかにするには、さらに合併を想定した本庁支庁機能や公共施設の配置、行政サービス、産業振興のあり方を具体的に検討する必要があります。

あくまで合併は相手があることでありますが、その地域経済の活力を合併により見いだしていくことができるのかを慎重に見きわめていかなければならないと考えております。

次に、地域経済の振興についてであります。第4期厚岸町総合計画における平成21年度の我が町の人口推計は1万1,000人、昨年12月に国立社会保障人口問題研究所で推定した10年後の平成27年の人口は1万人を切り9,971人で、高齢化率は32%になり、さらに加速する少子・高齢社会と人口が減少する中で、町としての持続的発展を考えるときに、この状況に黙って手をこまねているわけにはまいりません。

早速地方発の地域ブランドに注目が集まっており、地域丸ごとのブランド化が大変大きな経済効果や地域住民の誇りとんずるという事実が注目されています。当町であれば、厚岸ブランドに代表されるカキだけではなく、地域の総合力を結集して新しい地域産品を地域活性化に結びつける視点で生み出し、生産していくとともに自然環境に対する配慮や美しい景観、個性的なまちづくりなどの総合的な力が高い評価を得られるように進めていかなければなりません。

今回の報告書では、合併によるまちづくりの主課題に踏み込んだものにはなっておりませんが、これからのことは今後合併を考える町が合併協議でどのように地域振興の戦略を磨くかによるものと考えております。

私からは以上でございます。

議 長
教 育 長

教育長。

私から、4点目の就学困難な児童・生徒の援助制度についてのご質問について答

弁させていただきます。

就学援助制度は、学校教育法第25条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的としているものであり、実施期間は市町村ということでそれぞれの教育委員会が担当し、行なっております。

そして、国は市町村に対し就学困難な児童及び生徒にかかる就学奨励についての国の援助に関する法律、学校保健法及び学校給食法の定めにより、国の予算の範囲内においてこれらに要する経費の一部を補助するものであります。

また、就学援助の対象者については生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と、これに準ずる程度に困窮していると認められる者、すなわち準要保護者として市町村教育委員会が認める者としております。

このことを受け、厚岸町教育委員会では要保護及び準要保護児童・生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱と、同事務処理要領を定めてその事務処理の適正な執行に当たっているところでございます。

次に、本町における対象者数と援助総額の過去4年間の推移を申し上げますと、平成12年度では139名で957万3,000円の支給、13年度は126名で1,003万2,000円、14年度は137名で986万5,000円、15年度は157名で1,224万1,000円の支給となっており、準要保護者は増加傾向が顕著にあらわれ、これに伴い支給総額も1,000万円を超えてきております。これは、経済情勢の低迷による雇用悪化の影響がその要因の一つと考えております。

一方、これに対する国庫補助金の交付額の推移であります。平成12年度では488万6,000円で支給額に対する交付の割合は51%、13年度は467万8,000円で47%、14年度は374万3,000円で38%、15年度は355万8,000円で29%と、年々減額され交付されております。これは、平成13年度まで交付された産炭地加算の廃止の影響もあろうと思いますが、全道市町村において対象者が増加しているため、国庫補助金の配分が非常に窮屈になっているのではないかと考えられます。

次に、準要保護者の資格要件のお尋ねであります。準要保護児童・生徒と認定する者は、保護者が前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた場合は、原則として認定することになります。

- 1、生活保護に基づく保護の停止または廃止、
- 2、町民税の非課税、
- 3、町民税

の減免、4、個人事業税の減免、5、固定資産税の減免、6、国民年金の掛け金の減免、7、国民健康保険料の減免または徴収猶予、8、児童扶養手当の支給、9、世帯構成貸付補助金による資金の貸し付け。

また、1、保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇い労働者または職業安定所登録日雇い労働者の場合、2、保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められる者、3、PTA会費、学級費等の学校給付費の免除が行なわれている者、4、学校納付金の納付状態が悪い者または学用品等に不自由している者で、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる者、5、経済的理由による欠席日数が多い者、これらの場合は前年分の収入金額から必要経費を引いた所得金額を、生活保護基準額3級値の2を準用し、需要額と比較し需要額の100分の120以内にある者を認定しておりますほか、当該年度の収入が種々の事情により減少し、経済的に困窮している方の取り扱いについては、学校長の意見並びに当該地区民生委員の助言を求めながら認定の可否を決定しているところであります。

私の方からは以上であります。

議 長
14 番

14番。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

次世代育成支援対策推進法とありますが、簡単に言えば子育て支援法ですね。国が、ご答弁の中にもあったように、10年を限度として時限立法として昨年新たに決められたわけでありまして。これに基づいて、答弁にありますように計画を策定しなければならぬ、それから協議会を設けて地域の意見を十分に取り込むことが要請されているわけでありまして。

それで、期限は来年の3月31日までに行動計画を策定するというふうに義務づけられているわけです。このことはもう既にご答弁の中にありますから、来年の3月31日までにはつくり上げるというお考えか、さらに確認をしておきたいというふうに思います。

大体ご答弁で町が進めていこうとする内容はわかりますが、もう少し突っ込んで伺いをいたしますが、この法律の最大の問題ですね育成支援法の、それをやっていく上で財源の問題があると思うんです。お金なしにはやっていけないわけですから。この点については、国の責任や自治体の責任が必ずしも明確になっていないんでありますけれども、その辺のお考えはいかがでありますでしょうか。

それからもう一つは、これに伴って保育所をきちんと整備していくということが非常に大事なんですが、今とられている国の政策はそうではないんですね。例えば、補助金のカットで保育所の運営費に対する国の補助はすべて一般財源化するというようなことで、この法律の趣旨とは逆の方向に行っているのではないのかというふうに考えるわけでありますが、その辺についてもお考えをお伺いしたいということでもあります。

何と言っても、住民の、お父さんお母さん方の意見を十分に酌み入れるということが非常に大事である、これは法もそう言っているわけでありますが、その辺についてももう少し具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

次に、小規模工事の登録制度についてであります。釧路町でも最近この制度をつくったというふうなことをお伺いいたしております。ご答弁にあったように、当町には小規模工事についての少額工事事務取扱要綱というのがあって、答弁にありましたような内容のものがつくられているんですが、私が申し上げているのはその後で地域経済の振興の問題を取り上げておりますが、それに絡んで地域の経済を振興させる上で、例えば登録していない大工さんでも小学校や中学校の修繕工事、あるいは公園のベンチの修繕であるとか、そういう少額な工事について仕事ができるというふうな制度をやはりつくる必要があるという考えで申し上げているわけなんです。

そういう点で、私はこの少額工事の登録制度をそういう意味で要領をきちんとつくって、制度として実現させていただきたいということを申し上げているわけがあります。

次に、財政シミュレーションの問題でありますけれども、20年、30年というのは一つは地方交付税がどうなっていくのか。よそでやっている財政のシミュレーションを見ますと、中にはその辺まで見通して地方交付税が逆にふえてくるというふうなシミュレーションが出ているところもあるんですね。

それから、一つは合併特例債であります。この前の報告書では、毎年10年にわたって13億1,000万、10年間で131億の合併特例債を使って仕事をするというふうになっているわけです。これが元利償還、当然10年、そしてその後の5年間、いわゆる16年目からもこの特例債の元利償還が行なわれるのではないかとというふうに思うんです。

それが、今度は地方交付税が減ってしまうわけですから、そういう中でどういうふうな見通しになっていくのかというのが、16年では足りないわけで、20年、30年のやはりシミュレーションが必要なんではないのかという観点でお伺いをしたわけでありまして。

その次に地域経済の問題であります。

私は、この厚岸町の総生産の中で一体町の財政が何%を示しているんだと、そのことを知りたくてお伺いをしましたが、なかなか町の総生産というのは今まで出したことがないんでわからないというふうなお答えでありましたが、そういうものもきちんとこれから研究して出していただきたいというふうに思うんです。

それで、今厚岸町の財政は一般会計で86億を超えますね、それからそのほかに特別会計、それから企業会計というふうにやっていると、145億を超える財政なんです。そして、そこで働いている人は、先ほども総務課からいただきましたけれども、400人なんですね。145億の資本力をもって400人を使っている町内きってのいわば大企業なんですよ。

問題は、この大きな財政が地域の中にどう循環しているのかということが私は大事なことではないかと思うんですよ。前は、町の公共事業で箱物をつくるということになりますと、よそからゼネコンが来て建物を建てて、そして工事代金を持って厚岸町から出て行ってしまふ。町内に何も循環しないんですね。

私は、やはり町の例えば一般会計で86億が町内をどのように循環しているのか。昨日、味覚ターミナルの決算のことでお尋ねをしました。仕入れがどうなっているのかお伺いすると、町内で買うものが6割で町外で仕入れるものが4割なんだと、こういうご答弁でありました。

それでは、一般会計ではどうなっているのか。一つ一つのお金の使い方が町内を循環するような仕組みになっているのかどうなのか、このことが大変大事だと思うんです。その辺では、概算でもいいですがどのようにおつかみになっておられるのか、お伺いをしたいのであります。そのことが、きちんと町内を循環させるということが、町内の経済の振興になっていくのではないのでしょうか。そのことについて具体的にお答えをいただきたいというふうに思うわけでありまして。

2番目を落としましたが、さっき言ったように、145億を超える財政ですね、400人を数える、言ってみれば職員、もちろん正職員、それから嘱託、非常勤とい

策定期限についてのお尋ねでございます。これにつきましては、義務規定ということで17年3月31日までにつくるといふように示されておるところでございますので、この期限までに担当課としては頑張りたいといふように考えております。

続きまして財源の点でございますけれども、この市町村行動計画につきましては国の方から特定14事業というものにつきましては、必ず市町村の方の数値目標を明確に示ささいというふうなお話がございます。これにつきましては数値目標を国に報告するそういうふうな流れで、国の方でとりまとめをすることになっておりますが、現段階ではこれらにかかります財源措置につきましては、説明会等々いろいろな機会がございますけれども、そこまで示されていないというのが実態でございます。私どもとしましては数値目標を定めたはいいが、実行段階で財源の問題で前に進めないというふうな事態になっては困るなど心配しているところでございます。そういう点で、財源措置につきましては機会あるごとに国に求めてまいりたいといふように考えております。

それから、父母の意見の酌み入れの具体策という形でご質問ございましたが、これにつきましては最初、昨年12月ですけれども就学前児童をお持ちのお父さんお母さん、それから就学後の児童をお持ちのお父さんお母さんに、それぞれアンケート調査をさせていただいております。

これにつきましては、779件という形をお願いをしております。543件の回答をいただいております。回収率は69.7%でございます。これらのニーズ調査に込められました父母の方々の要求という部分につきましては、今分析作業中でございます。それらをベースにしまして、計画の中にどういふふうに取り入れていくかという形で、計画に当たってまいりたいなというふうに考えているところでございます。

また、取り組みの段階では若いお父さんお母さん方、パソコンを活用する世代であるというふうに考えておまして、厚岸町といたしましてホームページの活用ということも考えたい。ホームページに意見を募集するよう形で広く意見を吸収できればなというふうなことも考えております。

また、地域的な懇談会、保育所ごとの懇談会とかそういうふうなことで意見をお聞きする場、こういうものを設けていきたいなというふうなことも考えているとこ

ろでございますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

議 長

建設課長。

建設課長

私の方から小規模工事登録制度の方について答弁させていただきます。

質問者言われますとおり、地域振興の上からも小規模事業者への受注機会の拡大というような形でございます。厚岸町においては、公共工事やさらには営繕等についても地元で対応できるものについては地元が発注するよう努力しているところであり、しかし、地元対応できない営繕や特殊な設備整備等がございます。それらについては、やむなく町外業者になるわけでございます。

質問者が言われるとおり、地元の大工さん等が対応できる仕事等については、今回町長が答弁しておりますが、町の入札指名参加審査資格のない業者であっても、少額工事の事務取扱上では入札や見積もり合わせに参加して受注する機会が拡大するという形でございますので、施設整備の構造、内容、簡易なものについては、今までそれらの大工さん方々に対しても制度の説明等十分なされていないという形の中では、これらについてやはりきちっと業者さんに説明した上で参加の機会を、この現行制度の中で配慮していきたいとそうように考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長

行財政課長。

行 財 政
課 長

私の方から、合併関係についてご答弁申し上げたいと思います。

20年から30年の財政シミュレーションの必要性でございますけれども、今回3年でまとめました激変緩和を含めまして財政支援措置が終わる15年までを含めて16年までの推計数値となっております。

質問者のおっしゃいます合併特例債、これにつきましては10年償還のうち2年据え置きという起債の発行条件になります。ですから、10年間でその事業が終わったとしても、元利償還金はさらに10年間残るわけであり、ですから、この償還状況については今回の資料の中とか、合併シミュレーションの資料の中で20年間までの推計はさせていただいております。この131億円を発行した段階での推計をさせていただいておりますけれども、合併を想定した全体的なシミュレーションとしては、先ほど申し上げましたとおり16年まででとめているという状況であります。ですから、なお合併を考える市町村の中で将来にわたってのシミュレーションとしては、私どもとしては最低これらをさらに研究を進めるということになりますと、

20年は必要というふうに私どもは考えております。

なお、合併を考える市町村、合併をした未来においての交付税のふえるかの報道がありますけれども、私どもの研究した中では人口が減少している町としては、ふえるということについては考えにくい推計であるというふうに考えます。

それと、地域経済の考え方でございますけれども、町の総生産の推計を明らかにすべきというご質問でございますけれども、各統計調査によりまして部門別の推計調査にとどまっているのが現状でございます。これら町の経済関係を推計する方法といたしまして、国民経済計算、さらに道民経済の計算推計の流れをくんだ市町村民経済計算推計マニュアルというのが市町村に示されておりますけれども、これは各統計調査を合わせて重複部分を精査して推計をするものであります。

この推計方法については膨大な作業を要するというものでありまして、これら総生産の推計については当町としては今のところ取り組んでおりません。明らかにすべきのご質問でございますので、なおこの部分で非常に膨大な作業になりますので、研究をさせていただきたいというふうに存じます。

それと、145億円を超える財政を支える職員数、これは全体の背景の財政規模でございますけれども、合併するしないにかかわらず、職員は財政規模の減少とともに減員をしていかなければ財政が持たないというふうな状況になっていると思います。また、考えなければならないことは、町の行なう町民サービス、権限に見合った組織が維持できるかということが合併を考えるスタンスでないかというふうに考えております。合併するから職員が減になるということではないというふうに考えております。

それと、町の財政が地域の中で町内いかに循環、還流していくかということのご質問でございますけれども、一般会計86億円の今年度の予算でございますけれども組んでございまして、人件費、扶助費、補助費と公債費、繰出金など義務的経費がありますので、これらについては固定化されております。それを除きますと28億円、これが循環可能と思われる金額というふうに私どもは考えますけれども、この中にも物件費関係で業務管理委託関係、さらには普通建設事業関係の中で町内業者として対応できないもの、建設事業については義務的な償還金も含んでございまして、そういうものがあるということでもありますので、この28億がすべてというふうにはなりませんけれども、28億円がこの一般会計で言う還流すべきと思われる数字じゃ

ないかというふうに思われます。

なお、具体的な数値の例でございますけれども、平成15年度、これは3万円から120万円までの修繕関係について数値を出してみました。全体でこの修繕関係の経費につきましては235件ありまして3,800万円でありました。その中で地元業者に発注している分については167件の71%、金額で2,400万円、約63%の町内業者に発注している状況になっているということでもあります。

具体的な例ということになったかどうかわかりませんが、答弁にかえさせていただきます。

議 長
教 育 長

教育長。

議員ご質問の就学援助費の減額についてでございますけれども、1回目の答弁の中では町の金額、そして国の補助の金額を述べましたが、北海道が国からどれだけの金額が入っているかというふうな数字がございますのでご紹介しますが、平成12年度に14億5,000万円が道にこの費用として入ってきています。それが、平成15年度には13億4,400万、比率にすると92.7%、7.3%減と、総額がこれだけ毎年落ちてきて3年後にはこれになっているというふうな状況です。

しかも、当然考えられるのは我が町内でも人数的にふえてきている、全道で考えて当然ふえてくる中で、現実には30%を割っているんであるということではないかというふうに思います。

この件につきましては、全道の町村教育委員会連合会でも道に対して就学援助費の補助率の引き上げ等に関して国に要望するというので、強く要望いたしておりますし、機会あるごとにこの点について補助率2分の1を守ってほしいという要望を上げているところですので、今後とも首長の会を含めて要望してまいりたいかのように思います。

議 長
1 4 番

14番。

3回目の質問でございます。

最初の子育て支援の問題であります。ちょっと話を変えてこれまでの予算で子育て支援センターを設置しておりますよね、そしてその運営については実施規則を設けて運営しておられると、今度はこれが子育て育成支援法で法定化されたというふうに理解していいんじゃないかと思うんですね。

そうしますと、現在の子育て支援センターの実施規則については、新しい法律に

基づいて実施規定あるいは何らかの措置が講じられるというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

それから、小規模工事登録制については、とにかく何回も同じことを言いますけれども、登録がない小さいわば大工さんあるいは左官屋さん、その他業種は建築ばかりに限らないと思うんですけれども、修繕の工事であるとか営繕の工事であるとか、こういうものがその人たちでもできるようなそういう仕組みが望ましいと、こういうことで申し上げているんで、ひとつそういう観点できちんとしたものをつくっていただきたいと、重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、合併に関する問題、この具体的なことは特別委員会で論議をしていきたいというふうに考えております。

もう一つ考えておかなければならないのは、財政規模がわからないんですね。どういう財政規模の中で、例えば16年間の見通しを立てられるに当たって、その時々々の財政規模が幾らなのか、その中でこういうふうに地方交付税を見、起債発行額を見、一般の一財の財源措置をどのように講じるのかというふうなことが見えてこないという本筋がつかまれないのではないのかなと。

ただ、財政シミュレーションで交付税がこうなってきますよ、あるいは合併特例債の償還はこうなってきますよと、それがどういう財政規模の中でそうなるのかというのがわかるようにしていただきたいというふうに思うんですね。

それから、もう一つは地域の経済振興ということでお話しを申し上げて、今ご答弁もいただきましたけれども、何と言ったって地域の一人一人の例えばお店屋さんが力をつけて商売を繁盛させて、それで税金を払う力もつけていくという状況でないという困るわけですから、それをどう手助けしていくのかということで、町の予算がさっきも言いましたが全部合わせれば145億もあると、一般会計だけで言えば86億ですけれどもね、それが地域の中をどう還流させていくかということについては、十分意を用いていただきたいというふうに思うんです。

いわば今期の例を何回も何回も引きますと、商工観光課長は嫌な思いをされるかもわかりませんが、町内の仕入れが6割で町外が4割と、ほかのものについては具体的にわかりませんから、決算の段階でも今回はきちんとただしていきたいというふうに考えておりますけれども、地域の中を町の予算が還流するようなそういうことに十分意を尽くしていただきたいというふうに思うんです。

例えば、これから大きな仕事として真竜小学校の建設がありますね、従来の方向でいくと大きな建築屋、ゼネコンを頼んで鉄筋とコンクリートでつくってもらくと、金は町外に流れていってしまうとこういうやり方ではなくて、町内で真竜小学校の建設にかかわるお金が還流するような、循環するようなそういう方法、そう言えば結局厚岸町で産出する木材を使ってそして学校を建てると、建築に関しては町内の建築業者あるいは大工さんにも参加をしてもらうと、こういうことでその建設費が町内を循環するような形でやるようなことも当然視野に入れないと、私はだめではないかと思うんです。

これは、私が具体的に試算したわけではありませんが、鉄筋とコンクリートで建てるのと木材で建てるのとコストはどうなのか、必ずしも木材が高くつくということではないのではないかというふうに思うんです。そういうことを視野に入れながら地域の経済をどう興していくのかということが、私は大変大事ではないかと思うんです。

岩手県の紫波町というところでは、地元の木材を使って公共の箱物をつくるという方法をとっておられるというのが、昨年の道外視察で実は日程に入れたかったんですが、先方の都合でお尋ねをすることができなくて、大変残念な思いをいたしておりますけれども、そういうことで地域の経済を興していくという方法をとっておられる町村もあるわけでありまして。

厚岸町も、十分これからそういうことで考えて、それが地域の経済振興につながっていくという観点で施策を立ててやっていただきたいというふうに思います。その点について、私は町のこれからの施策の基本についてそのような考えを取り入れになるかどうかお答えをいただきたいということでもあります。

就学援助については、これは私は国の問題だと思うんです。全国的に見ても、必要保護者の数がどんどんふえているけれども、こういう不況の時代でありますから逆に就学援助についての国の補助がどんどん減らされていく、平成13年に、新しい統計というのはありませんが、全国的な統計をとるから当然14年、13年というふうになるわけでありまして、国の対象者が確かに23万くらいふえているけれども、逆に国の補助がうんと減るといふような数字が具体的に出されております。

それから、今の町の財政は大変苦しいわけですから、国が当然2分の1出さなければならぬ、先ほど申し上げたように予算の範囲内になっているけれども、具体

的には施行令が2分の1というふうに規定しているわけでありますから、その点で今までも大変ご苦勞されて要求しているんだというご答弁でありました。なお一層、この点については道なり国に要求していただきたいというふうに思うわけでありませぬ。

やはり、予算の傾向を見ますと、おっしゃるとおりに毎年国の補助が減って町の支出がふえると、しかしこれはやめるわけにはいかないわけです。経済的な理由で学校に行けない、そんなことにはさせられないわけですから、苦しくても結局はやっていかざるを得ないようなそういうことであります。

そういうことで、このことについては私は町を教育委員会を責めるわけではありませぬ。国の実態はこうだということを強調しているわけでありますから、その点は誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

議 長
町 長

町長。

再々質問に私からお答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目の次世代育成支援対策推進法に関してのご質問でございます。

田宮議員からご指摘ございましたとおり、簡単に言いますと子育て支援であります。女性が子供を産んでも安心して暮らせる社会の仕組みをつくらうということでございます。確かに、今日まで厚岸町におきましても子育て支援センターなど、それぞれの立場で支援策を講じていたわけでありませぬ。

今回の法律は、ご承知のとおり児童福祉法、すなわち障害児や要保護児童に趣が置かれておった児童福祉法が主たる子供、またそれに関連する法律で子供の対策が講じられていったという理解を私はいたしております。

それをさらに、子育て支援事業としてすべての児童と子育て家庭を地域で支援していこうという大きなものであります。すなわち、保育、健康、教育、労働、安全、住宅など多面的な指針を行動計画を決めていかなければならないわけでありませぬ。平成17年度から実施をされるわけでありまして、既に担当課長からも答弁されておりますが、そのための作業が今進められておるわけでありませぬ。

しかしながら、それに伴う財源、ご指摘のとおりであります。我々といたしましては、法律に伴う財源をどうするのか強くこの点についても国等に求めてまいりたい、そして立派な厚岸町としての行動計画をつくり上げてまいりたい、しかもまた

これは5年後に見直しをすることになっております。そういう点もありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2番目の小規模工事登録制度の関係であります。私といたしましては公共工事は地域経済の活性化という経済政策の一環という側面がありますので、地元経済に最も貢献するように地元業者の育成に努めなければならないという考えに立ちながら今日まで進めております。

一方、建設業者の施工能力などについて信頼できる業者を適切に選択することも求められております。質問者の趣旨も踏まえ、少額工事事務取扱要領に沿って今後とも地元の建設業の健全な発展、育成に努めてまいりたいとかように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

合併に関してのシミュレーションの関係であります。田宮議員からも指摘がございました。今日の三位一体の改革、交付金、補助金は削減をすると、税源移譲はまだ未確定であります。この秋に3兆円にわたる税源移譲の明確な国の態度を示したいと言われているような段階であり、シミュレーションするにとっても我々は大変苦慮しなければならない状況にあるわけでもございます。

さらにはまた、3町合併と調査研究会報告が出たわけでありまして、大変な精力的に調査研究を進めていただいて、一定の報告書を作成いただいたわけでありまして、先ほどのご質問でお答えいたしました。それぞれの町が1つになって合併を進める前提での研究とはなっておらないわけでありまして、私としては我が町が合併したならばどうなるかというご指摘された経済振興策、すべてを含めて町民に対しての合併に関しての情報提供がこれをもって完全なものとして私は考えておりません。

今後は、これら報告書を参考にしながらさらに具体的な調査や協議が必要であると考えておるわけでありまして、厚岸町としても自立を歩むべきか、さらにはまた合併すべきであるか、当然その決断を町長として急がなければならないわけでありまして、3町の合併については担当の課長では手詰まりであると、私は早急に関係する3町の首長が集まり、今後どうするのか協議する気である、そのようにも考えておるわけでありまして、どうかこの点についてもご理解をいただきたいと存じます。

議 長

教育長。

教 育 長

私の方からは就学援助費についてお答えいたします。

就学援助は、生活が苦しい中でも子供たちが安心して教育を受けるための義務教育の根幹をなすものであるというふうに考えております。30%を割るという、ある意味では異常な事態であるというふうに受け取っております、この点についてはいろいろな機会を得て教育委員会あるいは市町村レベルでも国に対して、あるいは道に対して要望を行なっておりますし、今後とも強く要望してまいりたいとかように考えております。

議 長

以上で田宮議員の一般質問を終わります。

次に、12番、谷口議員の一般質問を行ないます。

12番、谷口議員。

1 2 番

私は、今期定例会の一般質問に当たりまして、通告しておきました3項目について質問をしてまいります。

まず第1点目は、高齢者対策についてであります。

介護保険制度が来年度見直しの年となっておりますが、厚岸町における介護認定状況と介護サービスについて、その利用状況について説明をお願いし、さらに認定を受けながら介護サービスを受けていない方が月平均にすると61人となりますが、これらの方々の実態はどのようになっているかお伺いをいたします。

次に、特別養護老人ホーム心和園は、開設以来23年を経過し、開設時の施設内容、その後の経過、入所者の要望や介護保険の実施などによりその時々の入所者の過ごしやすい環境を調べていかなければならないと考えます。その中で、入所待機者の解消と同時に個室化の改修を行い、個室ユニットケアの対策を進めるべきと考えますが、どのように考えているかお伺いをいたします。

次に、安全な水資源の確保についてであります。

厚岸町には水道水の確保については大変な努力をしながら供給しているところですが、水源とされるホマカイ川の流域は酪農地帯でもあり、一定の水源涵養林がどうしても必要であります。町としても、計画的にその用地を確保してきておりますが、現在までの取得状況と今後の見通し、計画について説明をお願いいたします。

さらに、現在まで取得されている水源涵養林の状況についてであります。この涵養林が機能を十分に果たすことができるようになっているのか、また涵養林を取

得さえすればいい、こういうものではないと考えます。これからの水源涵養林の整備計画についてお伺いをいたします。

最後に、米海兵隊の矢臼別演習場への移転問題と今年度の米海兵隊の実弾砲撃訓練についてその内容、さらには砂防ダムについてお伺いをいたします。

今月7日、朝日新聞は一面トップで沖縄米軍矢臼別へ一部移転米打診、再編の一環と報道しております。その後NHKや北海道新聞などでも相次いで報道され、特集や地域の声が、そして北海道知事を初め周辺町長のコメントも掲載されておりました。

高橋知事は、これまでも矢臼別の演習については訓練が固定化されないようにずっと申し入れを続けており、そのような経過からこの基地化ということについては、もしそういう要請があったとしても受け入れがたいと言わざるを得ないのではないかと、このように答えており、厚岸町としてどのように受けとめているのか、地域の産業や住民の安全など大きな問題があり、到底受け入れることができないものと考えられるわけですが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、今年度の在沖縄米海兵隊の砲撃訓練の日程についてさきに発表になっておりますが、今年度の具体的な日程、そして訓練内容、海兵隊員の行動等について説明をされたいと思います。

さらに、演習場内の砂防ダムについて検討委員会がこれまでも4回にわたって行なわれておりますが、その内容はどのようなものになっているのか、次回は厚岸町で開催が予定されておりますが、具体的な日程と次回の会議内容について説明をお願いして、私の第1回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

12番、谷口議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の高齢者対策のうち、介護認定と介護サービスの利用状況についてのご質問であります。平成16年2月末現在の要介護認定者数は396人で、昨年と同時期と比較した場合8人の増加となっており、介護サービスの利用状況では居宅介護サービス受給者が234人、施設介護サービス受給者が95人、合計のサービス受給者数は329人です。昨年と同時期と比較しますと、居宅系で14人、施設系で2人、合計で16人の利用者が増加しております。

認定者でありながら介護サービスを受けない方が町内に67人おられますが、その

主な理由につきましては病院入院中で利用する機会がなかった、家族が介護してくれる、もう少し利用しないで頑張れるなどの状況を確認しております。

町といたしましては、今後とも認定を受けながら利用されない方々の実態把握を行い、適切な介護保険給付が図れるよう調整してまいりたいと考えております。

次に、特別養護老人ホーム心和園の個室化の改修を行い、ユニットケアの対策を進めるべきと思うがとのご質問であります。老人福祉施設整備については国において進められている介護保険制度の見直しや、北海道の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画、そして釧路圏における施設増床枠、さらには厚岸町の財政見直しなどが相互に関連する極めて難しい課題の一つであります。

北海道の平成17年度老人福祉施設など整備方針では、今後の特別養護老人ホームの創設及び増築においては、入居者の尊厳を重視したケアを実現するため、全室個室、ユニットケアを特徴とした小規模生活単位型の特別養護老人ホームを原則とするとされています。

そして、小規模生活単位型特養への入居者は、従来の介護、食事にかかわる利用者負担のほか個人スペースにかかわる建築費用、光熱水費などに相当する額を負担することとし、設置者はこれらコストの算定内容についての説明と同意の 절차를明らかにすることも求められているところです。さらに、今後改築、拡張、大規模修繕の場合も、大部屋解消などや全室個室ユニットケア化への質的な改善を図るものとしてされています。

北海道にあつては、平成19年度までのサービスの見込みに踏まえ、計画的なサービス基盤の整備が必要であるとの認識を持ちつつも、国及び道の財政状況が極めて厳しいことから、圏域ごとの必要入所定員総数の範囲内において優先的に整備を進める立場を堅持しながら、計画のすべてを国に対し補助協議できるかどうか、不透明な状況に苦慮されておられるとの情報をいただいております。

町では、基本的には平成19年度を目標年次とした厚岸町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、その展開を図ることとなりますが、これらの施設整備推進計画に心和園の増床計画は盛り込まれておりませんので、町の財政状況の推移を的確に判断しながら平成17年度に見直しをする厚岸町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定時までには判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、安全な水資源の確保について、水源涵養林の取得状況と今後の見通しについてであります。水源涵養林は保水機能や洪水緩和、水質の浄化など良質な水源を将来にわたって確保をしていくためには重要な森林であります。厚岸町が供給する水道水の90.6%がホマカイ川を取水源としておりますが、ホマカイ川の周辺や上流部分は大規模な酪農地域となっており、ホマカイ川やこれらに流入する主流の近くまで農地開発が進み、水源涵養林が減少したことによって水量が不安定となり、さらには水質の悪化が懸念されるとともに、安全でおいしい水の供給が求められてきたところです。

このため、ホマカイ川の水質の保全を図ることを目的に、昭和56年度から水源涵養林取得事業としてホマカイ川とその主流周辺の土地の取得を進めてきております。水源涵養林の昭和56年度から平成15年度までの取得状況は、水源涵養林として必要とされる面積 1,043ヘクタールのうち 273.5ヘクタール、26.2%を取得しております。また、取得した土地に附帯する立木については2万 1,576立方メートルとなっており、金額は土地と立木合わせて1億 9,371万 3,352円となっております。

今後の見通しについてですが、必要としている面積のうち 769.5ヘクタールが残っており、これに附帯する立木を含みますとこれらの取得には多額な費用と時間を要することとなりますが、水源涵養林の取得は単に水道水の保全のみを目的としたものではなく、公共用水域の保全を担うものであり、将来を見据えた大切な事業であることから、厳しい財政事情の中ではありますが、土地所有者と交渉し、取得していきたいと考えております。

次に、水源涵養林の整備状況はどのようになっているのかということですが、現況の湿地のような場所については植樹に適さないこともあり、購入したままの状態です。保全している状況にありますが、山林であっても部分的に植樹が必要な箇所については、平成14年度から水辺林造成植樹事業などにより植樹を行なってきており、今年5月にはこの事業により 0.3ヘクタールという小さな面積ではありますが、白樺、ミズナラなど 1,200本の植樹を行なっております。

また、昨年度は平成6年度に購入した水源涵養林76.9ヘクタールのうち14.7ヘクタールの間伐事業を行い、本年度は引き続き 13.72ヘクタールの間伐を行なう予定であります。今後も取得した用地が水源涵養林としてその機能を十分に発揮できるよう、土地や山林の状況に応じて間伐事業や植林事業を活用し、水源涵養林を整

備していきたいと考えております。

続いて、3点目の質問の在沖縄米海兵隊の陸上自衛隊矢白別演習場への移転演習と砂防ダムについてお答えをいたします。

まず、米海兵隊の一部の矢白別演習場への移転にかかわるマスコミ報道をどのように受けとめているかにつきましては、さきに3番、南谷議員からも同様の質問をいただき、既にお答えしておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

さきの質問に対する答弁でも申し上げたとおり、現在の不透明な状況で確証のない中では、これを具体的に論ずる段階にはなっていないと思いますし、現段階ではこれまでに北海道及び周辺自治体と一緒に取り組んできた矢白別演習場での米海兵隊訓練の固定化がされないための要請活動を継続することが、当面厚岸町として取り組める対応であると考えます。

次に、矢白別演習場における今年度の米海兵隊の砲撃訓練日程などについてありますが、去る6月4日に防衛施設庁は平成16年度の矢白別演習場における米海兵隊実弾射撃訓練の計画内容について公表をしました。今年度の射撃訓練は、7月28日から8月9日までの日程で、このうち射撃日数は9日間で実施する計画です。また、訓練実施部隊は中隊規模であり、第12海兵連隊第3大隊のうちの1個中隊で人員約220名、車両50台、砲数6門と示されており、これは大隊規模の訓練部隊で実施された昨年と比べ、人員、車両、砲数とも約半分の規模で行なわれることになります。

訓練実施部隊の展開日程につきましては、7月19日から22日にかけて3陣に分散して矢白別演習場に入り、訓練終了後の部隊の撤収は8月14、15日に分散して演習場を離れる計画となっております。

以上が、現在までに示され把握している訓練計画の内容であります。

次に、演習場内砂防ダムについて検討委員会のこれまでの経過と今後の見通しについてお答えします。

平成15年4月に、矢白別演習場別寒辺牛川水系土地流出対策検討委員会が設置されてから、第2回検討委員会までの経過については、既にこれまでの議会において報告してきており、その中で平成16年度においても別寒辺牛川流域の特性の把握や、新たな土砂流出対策の検討が必要である旨の説明をしております。

昨年11月の第3回検討委員会では、現地の状況を把握するため矢白別演習場内の

着弾区域道路など、フッポウシ川、西フッポウシ川、トライベツ川の流域及び別寒辺牛湿原から厚岸湖に至る別寒辺牛側の流域並びにトライベツ川に設置されたダムを、陸上自衛隊のヘリコプターにより上空から視察をしており、その翌日には別寒辺牛川水系の河川調査や各種調査に基づいた魚道の機能評価及び機能向上対策案、別寒辺牛川水系の流域特性、土砂流出に関する評価、土砂流出対策工法の事例について、各種意見の交換が行なわれております。

また、本年4月の第4回検討委員会では事務局から別寒辺牛川水系の流域特性、ダムが自然破壊に及ぼす影響、環境に配慮した土砂流出対策の検討、土砂流出対策工法の事例などについての説明を受けた後、各種意見の交換が行なわれております。

今後におきましては、これまでの検討委員会における意見などを踏まえた事務局案をとりまとめ、次回の検討委員会では提言の方向性を示す中間報告を行なうこととしており、この会議を7月上旬に厚岸町で開催する予定で現在準備を進めております。

以上でございます。

議 長
1 2 番

12番。

ただいま、町長から説明をいただきましたが、この介護認定と介護サービス、これについては今町長が言われましたけれども、結果的に認定を受けていながら介護サービスを受けていない人がかなりの人数いるという状況なんです。これについてはやはり今町長が説明されましたように、今後の入院あるいは自分たちの家庭の状況、こういうものもあって介護サービスを受けていない現状にあるのではないのかなというふうに思うんですが、これについてはやはり個々についてもう少し具体的に内容を把握していく必要があるのではないかというふうに思うんです。

それでなければ、介護を受けることができない人たちがどういうことで介護を受けないのかということが具体的にわからないわけですね。今の町長の説明には、家族の介護の問題、あるいは自分でももう少し頑張ろうという、その自分でももう少し頑張ろうというのも、本当は利用したいんだけども経済的にもしサービスを受けるとすると自分の生活が成り立たなくなってしまうだとかいろんな問題があると思うんです。そういうことをやはり具体的に把握されて、それに合った介護サービスを受けるような方向に持っていかなければならないし、それからこの介護保険制度に問題があれば、それを具体的にやはり直していかなければならないというふうに

思うんです。そういうことについて、やはり的確に調査していただきたいというふうに考えるんですが、この点についても一度考えを示していただきたいというふうに考えます。

それから、特別養護老人ホームの問題ですけれども、もう心和園ができて四半世紀たつというところまで来ているわけです。そうすると、もう二十数年の間にやはり当時の内容と今実際にこういう介護保険制度、あるいは高齢化社会の中での特別養護老人ホームがどうあるべきかという点では随分もう変わってきているのではないかなと。それから、その時代時代に合った施設になっているのかどうなのかも、十分検証されなければならないし、それからやはり二十数年前の考えでつくられた、結果的にはほとんどが大部屋ですよ、そういう中で本当にお年寄りの方々が終の住処としての施設としてふさわしいものかどうなのかも検討しなければならない時期に来ているし、それに合わせた改修も一緒に考えなければならないのではないのかなというふうに思うんです。

そういうことから、町としてはやはりこの問題についても早期に今町長が示されましたように、17年度に見直しをする計画の中できちんとこれを取り上げていくべき時期に来ているのではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

次に、水源涵養林の問題ですけれども、厚岸町は積極的にこの問題では取り組まれているわけですが、大変水道を担当する課は厚岸町の水を町民に安定して供給するという事で苦勞されているわけですが、厚岸町が現在まで取得されたこれらの水源涵養林、計画で言えば大体4分の1強まで達してきているということなんですが、今回示された資料を見ても、図面を見てもまだ大半が結果的には河川の本当の両河畔がほとんどまだ取得しきれていないというような状況にあると思うんです。

そういう中で、やはり早急に水源涵養林として町が取得するということが非常に大事ではありますけれども、それをやっていたのでは今のこの町の財政だとかそういうものを考えると、相当な年数を経なければ、これを全部確保することにはならないと思うんです。もう10年以上かかってもまだ4分の1しか取得できないと、そうするとあとこれを全部やるとすると、まだ30年も40年も先でないとこれをすべて確保することにならないのではないのかなというふうに思うんです。

そういう中で、これを確保していくためには、やはり流域の地権者との関係もき

ちんとしていかなければならないのではないのかなというふうに思うんです。その間に、勝手に現在の地権者が開発をしてしまったり、あるいは全くとんでもない業者にその用地を売り払ってしまったたりそういうことをされては大変なわけですよ。

以前にも、オッポロ川かどこかあっちの方に、もう谷底に日本製紙だったと思いますけれども灰捨て場をつくろうなんていう計画もありましたよね、そういうことになってはならないんで、現在取得しきれないそういうところをどうやって守っていくのかということが非常に大事ではないのかなと。

いずれは町が取得をするんだけれども、今の段階では取得できないとそういうところをどう守るのか、その方針をきちんとつくっていく、あるいは地権者との間で一定の協定を結ぶだとか、それからこういう地権者が持っている土地を町が水源涵養林として指定して一定の植樹を行なう、あるいは整備をする、そういう場合の補助制度と言ったらいいのか、あるいはそういう山林所有者のために一定の方策を講じていくとか、そういうことが必要になってくるのではないのかなというふうに思うんです。

それでなければ、これはこのままのペースでいくとある意味では絵は書いたけれども実現はかなり不可能だよということになってしまうと思うんですが、それらについてどのように考えているか。

それから、これ以外にもやはり酪農地帯ですよ結果的には、そうすると必要な土地と必要でない土地がやはりあるわけです。農家といえどもすべて農地に使えるわけではありませんから。そうすると小さな沢であっても、やはりそれらがきちんと緑化保全されるような対策を講じていくと。そういうことになると水道課だけの仕事ではないのではないのかなというふうに考えますけれども、これらについてもお尋ねをいたします。

それと、聞くのを忘れましたがけれども、この水源涵養林の所管する課は水道課なのか、あるいは環境政策課ですか、そちらの方が担当するのかこれについて、町有林として対応しているのか、もう一度お尋ねをいたします。

次に、海兵隊の問題についてお伺いをいたします。

先ほども質問の際に申し上げましたけれども、7日に朝日新聞があのような報道をしたということで、7日はいろいろ調べてみても大体朝日新聞以外は報道していなかったのではないのかなというふうに思うんです。それで、8日にはテレビや新

聞が相次いで報道するというような状況になっているわけですがけれども、結果的にああいう報道がされると厚岸町にも当然そういう連絡があって報道されているのではないのかなというふうに考えるんですけれども、結果的には町長の答弁ではそういうことではないということを経三答弁されているんですけれども、今回報道されたのには全く根拠のないことではないのではないのかなというふうに思うんです。盛んにアメリカ軍の再編の問題が言われておりますし、もう世界的な規模でアメリカ軍が再編されていくというようなことも常に報道されていて、韓国からも一部の米軍が撤退をするというようなことが言われておりますし、日本では当然沖縄のアメリカ軍基地の縮小移転については当然の課題になっているわけです。

そういう中で、今回のアメリカ軍の海兵隊の一部が移転をして、どの地域に移転するかいろいろありますけれども、海軍においても空軍においても海兵隊においても陸軍においても、そういうことが今どんどんされてきているわけです。それと、当然中東での問題だとかそういうものも含めて、今回海兵隊の一部が北海道の矢臼別演習場に来るというようなことが打診されていた、こういうことについてはマスコミ関係であればそういうことが当然感じ取れるような動きがあったのではないのかなというふうに思うんです。

そういう中で、その後2月に別海の佐野町長が防衛庁で最高幹部と面会をして、その中で日米政府が進めている米軍の再編をめぐる沖縄の米軍基地の整理統合が進んでいない、日米でいろんなシミュレーションを行なっており、早く進めるには実弾砲撃訓練を1カ所で行なうのがよいと、このように言ったというようなことが言われており、その中で佐野町長は幹部の説明を聞いてそう遠くない時期に訓練地の統合について日米間で協議されると感じたというようなことまでおっしゃっているんですよね。

そうすると、こういうことが報道され、それから町長の今の説明では全くまだ何も知らされていないんだということなんですけれども、この海兵隊の問題についてはやはり厚岸町が本当に町民の生活安全をどう守っていくのかという先頭に立っているわけですから、その立場からやはりこういうことはどうなんだということを町長の態度を明確にしていかなければ、結果的には厚岸町の立場はどういう立場なんだということになってくると思うんです。それで、先ほど南谷議員にもおっしゃっておられるような立場では、やはり非常に不明確ではないのか。

それから、先ほどの1回目の答弁でも言っておりますけれども、厚岸町長の立場は矢白別演習場での米海兵隊訓練の固定化されないための要請活動、要するにその間にもう夜間訓練だとかいろんなことがありますけれども、そういうことを含めたのが厚岸町の態度であって、これから推察するとどのようにこういう問題が起きたときに町民は理解すればいいのかということができないのではないのかなというふうに思うんです。

周辺町長も、それぞれそれなりの態度を明確にし出しておりますよね。そういう中で、町長はこういうことが現実起きることにはどうなんだということを態度としてはっきり示していくべきではないのかなというふうに思うんです。

それで、結果的に新聞報道等によると砲撃部隊が600人程度でないかというふうにも言われておりますけれども、少なくとも常駐するということになるといろんなもろもろ含めると3,000人から5,000人くらいの人に移り住んで来るということになると思うんです。

そうすると、今まで年間を通して訓練をやっていたわけではありませんから、今度は常に米海兵隊の隊員と家族とそれにかかわるいろんな人たちがどこへ住むことになるかわかりませんが常駐するということですからね、そうするとそういうものがどうなっていくのか、それがその地域にどんな影響を与えるのか、こういうことをやはりきちんと把握しなければならないと思うんです。

それで、沖縄で何で米軍を整理縮小してほしいということなのか、そういうことをやはりきちんとつかんでいかなければならないと思うんです。海兵隊の基地があるところ、米軍基地があるところで町がどんどん栄えているところってほとんどないですよ。結果的には、繁華街もみんなシャッター通りになってしまう。そして、米軍の犯罪だとかそういうことに絶えず地域の住民がおびえ続けなければならない。

あのキャンプハウスのある近町のホームページを見ても、米軍の犯罪という欄があるんですよ。それが過去どうなっているか、そのくらい米軍に対する問題というのが非常に大きなものがあるし、本当に地域とどうかかわっていくのかということやはり大事に見ていかなければならないと思うんですけれども、それらについてはやはりこの厚岸町の町民の暮らしや生活や安全を本当に守っていくという立場を、町長として明確な見解を示していただきたいと思うんですが、これについて

再度お尋ねをいたします。

今年度の海兵隊の砲撃訓練については、7月28日から8月9日までということがこれは発表されておりまして、去年から見ると規模的には小さくなるということなんです。訓練の内容についてやはり見ていかなければならないのではないのかな。私も何回か公開された訓練等に視察をさせていただいているんですけども、内容がだんだん、以前はこの部分だけしかというような形で公開されていなかったのが、だんだんアメリカは何でも民主主義の国で公開する国だからみんなに見せるということなのか、そういうふうに理解していいのかわかりませんが、一番初めに移転訓練を公開されたときは実弾砲撃訓練だけを公開したんですよ、大砲を打つ訓練だけを。

ところが、だんだん変わってきて去年は気球を上げるところから消火器から全部公開して、そのうちに今度土豪までつくってそれを見せるというようなところまで来ているんですよ。そうすると、県道104号線越えの砲撃訓練移転なんですよ。これがすべての訓練が移転に変わってきてしまうのではないかな。

だから、先ほど町長がおっしゃっていましたが、周辺4町と北海道でいろんな申し入れをしてきているけれども、これはもう一番初めに申し入れしてきていることなんですよ。それが、実際にはその訓練内容もどんどん変わってきていることに対して、やはりきちんとしたことを訴えていかなければだめではないのかなというふうに思うんです。これがなされていないものですから、結果的には夜間訓練をやめてくれと言っても夜間訓練はするし、我々がわからないところでいろんな訓練がされるということにつながってきているのではないのかなというふうに思うんです。そして、海兵隊が来る前には陸上自衛隊が来て大きな大砲をどんどん打って、海兵隊の方が静かだというふうに思わせる、そういうことになってしまっているのではないのかなというふうに思うんです。

ですから、もう結果的には日米共同訓練がどんどん進められているんですよ。今回は北方機動訓練がやられていますけれども、それに合わせるように今度は海兵隊が来るということで、ますます自衛隊がアメリカ軍と同時に行動するような状況になってきていることに対しても、やはりきちんと厚岸町の立場を明確にしていくべきではないのかなと。

それから、この訓練内容についてはやはり私たちが恐れている内容をきちんと訴

えていくということが非常に大事だと思うんですが、これらについてももう一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、砂防ダムの問題については今説明されましたけれども、当初は今月に予定されていた次回の検討委員会が来月に延期になるということなんですが、砂防ダムの問題についてやはりもう少し情報が、結果的に今までは遠くでこの会議がやられているということで、ほとんどの人がどういう内容で検討委員会が行なわれてきたのかということがわからないでいるのが実情ではないのかなというふうに思うんです。

それから、ホームページでその内容については発表されておりますけれども、その内容を見てこれをどういうふうに理解していいのかなということでは、なかなか理解が難しいところがあるんですよね。その流れ、何か毎回同じようなことを言って毎回同じようなことで終わっているというような内容なんですけれども、その内容をどういうふうに私たちが理解をすればいいのかということ、やはりもう少しわかりやすく町民に知らせていくということも大事ではないのかなというふうに思うんですよね。

それと、あのダムの工事が今中止されているわけですが、そうすると例えば違う案があるのであれば、その案というのは何なのかということもきちんと見えるようにしてほしいなと思うんですけれども、それらについてはまだまだ、一部は何かスリット化だとかいろんなことが言われている程度で、どういうものが考えられるんだということがきちんとわかるようにしていただきたいなというふうに思うんですが、これらについては何か話した人の話の内容がただ羅列的に書かれているだけで、どんな人がどういうふうに言ったのか、それは発表しない方がいいからそういうふうになっているのかその辺はわかりませんが、そういう内容についてもう少しわかるようにしていただきたいなというふうに思うんですが、それらについてももう一度お答えをお願いして私の2回目の質問といたします。

議 長
町 長

町長。

再質問にお答えをさせていただきます。

私からは米海兵隊の矢臼別移転について答弁をさせていただき、その他については担当課長から答弁をさせます。

まず、町長に連絡があったのではないのかなというような質問もあったかと私は

受けとめたわけでありますので、まず新聞報道から今日までの経過について詳しくお話しをさせていただきます。

お話がございましたとおり、去る7日朝日新聞が一面トップで報道をいたしました。実は、その日朝日新聞が私のところに来たいというお話がありました。私といたしましては、時間もありませんでしたので、どうぞお出でくださいというご返答をいたしました。自分なりに、ああ新聞社が来るんだな、そろそろ参議院選挙が始まるので、参議院選挙の情報を聞きに来るんだらうという気持ちで了解をしたのであります。

朝日新聞の記者が来ました。開口一番、「町長さんお読みになりましたか」と。実は、私は当日朝日新聞を読んでおらなかったもので、初めて朝日新聞記者からその記事を提示されて承知をいたしましたのであります。

私といたしましてはコメントのとおりであります。まだ事実関係はわかりません。早速札幌防衛施設局に照会をいたしましたわけであります。防衛施設局といたしましても、承知はしていないと、早速東京に問い合わせたいというご返答でございました。翌日回答があったわけであります。答弁をいたしましたとおりであります。そういうことでありますので、私の姿勢についてはご理解をいただきたいと思うわけであります。

米海兵隊の沖縄で行なわれてきた訓練がもたらす、痛みを分かち合うため全国で5カ所で持ち回って実施をされてきた米海兵隊の訓練は、1回当たりの日数は実質10日以内という約束になっております。この訓練に関しても、固定化されないようその都度要望してきたわけでありますので、常駐するなどといったことは考えたこともございません。この点もご理解をいただきたいと存じます。

さらにはまた、同僚であります別海町長の報道の件であります。私もその報道に強く関心を持ちました。矢白別演習場に関する同じ首長として別海町長にその事実関係を照会をいたしましたところ、説明は受けていないとの返答をいただいたところでありますので、この点についてもご理解をいただきたいと存じます。

議 長

総務課長。

総務課長

私の方からは、毎年行なわれております米海兵隊による矢白別演習場での射撃訓練、この内容についてお答えを申し上げたいと存じます。

今年行なわれる訓練の内容、日程等につきましては、先ほど町長の方から答弁い

たしたとおりでございます。ただ、具体的ないわゆる行動スケジュール、こういったものにつきましてはまだ示されてございません。訓練近くになりましてから、いつどいうような形でこのルートを通して入りますよというのが、毎年情報として事前に流されることになってきてございます。これについてのスケジュール調整はまだ現在行なわれているということでございまして、示されていない実情にあるということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、実際の訓練の内容の件でございますけれども、議員さんおっしゃられるように事前にいわゆる米海兵隊の指揮官によります説明会、ブリーフィングとっておりますけれども事前説明会がございまして。その後公開の射撃訓練、公開されているというようなことで進められてきているわけでございますけれども、私どももお聞きしている中では、訓練の中身そのものというのは155ミリ砲の射撃訓練であると、これの訓練、いわゆる射撃技術を維持するための訓練を行なうんだという説明でございまして、その中身についても事前に協議して、約束している範囲の中の訓練を行なうという説明が終始行なわれているところでございます。

それから、公開のあり方といましようか中身の関係、これにつきましては谷口議員さんもおっしゃっているように、最近いろんなところまで見せるようになってきたなというような感想、これまで公開訓練に参加していらっしゃる方から同様の感想がもたらされております。

ただ、これにつきましてもそれぞれその射撃に伴いまして必要な観測のための行動であると、こういうようなものが行なわれるというようなことのブリーフィングでの説明の内容でございました。私どもとしては、そういう基本的な155ミリ砲の射撃訓練、これに必要な付随する行動も行なわれているんだというふうに理解をしているのが実態でございます。

なお、本年の訓練につきましては中隊規模ということでございますけれども、実際に行なわれる射撃の発射弾数、こういったもの等についてはまだ公表されてございません。訓練終了後に幾ら幾ら打ちましたよといういわゆる公表がされているというのがこれまでの実態でございます。

ただ、規模が小さくなりまして本数も少なくなってくるという形になりますと、去年よりはそうしたいわゆる射撃の頻度、玉数とも少なくなるであろうというような見通しはつきましますけれども、その辺の詳細についてはまだ把握していないという

議長

のが実態でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

建設課長

建設課長。

私の方からは、矢臼別の砂防ダムの関係についてお答えしたいと思います。

確かに、今までの4回の委員会の中では、委員、アドバイザーの方々の専門的な意見に基づいた調査関係が主体の中で、それぞれ調査結果に基づくその結果に対してこういう考え方はというそういうやりとりの関係で、対策をこうするという具体的なものというのは、事例は示しているけれどもそういう議論はまだまだそこまで進んでいかないという形の状況の中で今は推移してきておりまして、今質問者言われるとおりホームページに載せている議事要旨についてもある程度客観的というか、総体的なものの考え方しか示していないのが現実でございます。

それについて、今回6月下旬に予定したものが7月上旬になりますけれども、一応その中では今までの調査結果、水門調査やイトウの溯上調査、いろんな形の調査結果から得て、既設のダムの改良的な方向のための調査が必要だとか、それから新たに奥地にあるフッポウシとか西フッポウシについてもダムばかりじゃなく新しい対策工法が必要じゃないのか、新たな環境を配慮した中での対策が必要じゃないのかという提言がされ、ある程度意見が出ております。

それらに対して、発生源対策をどうしていかなければならない、そのための調査をこうすべきだという形が、今回第5回目の中である程度出てくるんじゃないかな、そうすると質問者言われるように今後の方向というのがある程度具体的にもうちょっと見えるような、わかりやすいというか、そういう形になってくるのかなとそのように考えておりますので、基本的には都度委員、アドバイザーの方々の意見を踏まえた上で工法を、今回の中でさらに16年度かけての調査結果に基づいてある程度方向性が示されていくと。

その中では、今回の厚岸で開催される委員会が、ある程度少し方向性が示されてわかりやすくなるのかなということで、工法をそれぞれ検討するまでにまだ至っていないという形でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長

保険福祉課長。

保険福祉課長

それでは、保険福祉課関係につきましてご答弁申し上げたいと思っております。

介護保険制度の関係でございますが、利用されない方がいらっしゃるということでございます。私どもの調べでも、月々の給付サービス、そういうものを利用され

る方は毎月変動はするわけでございますけれども、そういう中で今回確認いたしましたところでは、入院中の方が67人のうちおおむね3分の1、そして在宅系で家族が介護してくれるとか、本人がもう少し利用しないで頑張れるという方が3分の2というような状況にあるということが確認されたところでございます。

質問者おっしゃられますように、内容をもう少し具体的にというようなことでございますけれども、今後におきましてケアマネジャーの行ないます認定更新時の調査、そのときの状況、それから保健士が随時に訪問しまして実態を確認するわけでございますが、そのような内容を総合的に出し合いながらケアマネ調整会議の場で協議していくなどしながら、今後とも個々の状況把握については努めてまいりたいというふうに考えております。

2つ目の心和園の関係でございますけれども、心和園につきましてはこの5月1日現在で74名の方が待機待ちというような状況がございます。前年同月比に比べますと14名増加するというような状況になっておりまして、内訳を見ますと介護度5の方が16名いらっしゃいますし、介護度4の方が21名いらっしゃいます。それぞれお待ちいただいているという状況がございます。

改修増築、そういう形で見直しに着手するというようなことの必要性については十分理解をしているわけでございますけれども、実施設計等々をやっていく前に高いハードルがあるというのも事実でございます、以前からご説明させていただいておりますとおり、特別養護老人ホームにつきましては国が示しております参酌標準というのを基準にしましてそれぞれ整備が進められるところでございます。

釧路管内におきましては、今後大幅なベッド数の増加は見込めないという状況になってございます。管内的に見ますと、不足している順番ということから言いますと、釧路市が優先されるというような状況がございますし、その次に次いで不足しているのが釧路町だというような状況もございます。

さらには、釧路圏で協議が整いまして道の財政、国の財政事情、そういうものがございまして、補助が認められる環境というものにつきましては、かなり難しい状況になってきているというような情報もあるところでございます。

いずれにしましても、平成17年度に私どもの高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画というのが見直しを迎えますので、その段階でどのように位置づけるのか、そういうようなことで考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を

お願いいたしたいと存じます。

議 長

水道課長。

水道課長

水源涵養林のご指摘のとおり、町が必要とする土地を取得していくためには、まだまだ相当の年数を要することになるかと思えます。現在3カ年計画におきましては、毎年200万円ほど張りつけていただいておりますけれども、これもその年その年の交渉によりまして、例えば15年度の場合につきましては面積で2.1ヘクタール、金額で57万5,000円程度に終わっているというのが実情でございます。

そういうことで、まだまだ年数はかかるということで、この時間を要することの一つには取得に際して、質問者も触れておりましたけれども、補助であるとか起債であるとかそういう制度が今のところ全くないということもあろうかと思えます。

これに関しましては、平成12年度に厚岸町が日本水道協会にぜひ補助だとか起債の制度を新設できないかということで要望いたしておりますし、これは平成12年に要望したんですけれども、本年5月に道東地区の協議会があるんですけれども、この席上で口頭ではございましたけれども、厚岸町が要望した件につきまして現在国の方では検討中だということで報告を受けております。

いずれにしましても、まだまだ取得しきれない土地に対しましては、町が買収できるようになるまでの間、町が所有者に対して転売であるとか開発についてどういふお願いをしていけるのか、これについて早急に検討してみたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、水源涵養林の所管についてですけれども、水源涵養林を取得するに当たりましては、取得しようとする土地の評価はもちろんしなくちゃなりませんけれども、この評価につきましては建設課の方に依頼します。それから、そこに立木がある場合は環境政策課の方に依頼してそれぞれ評価をいただいていると、それをもとに土地所有者と私ども水道課が交渉を行ないまして、まとめれば水道課で契約等の事務を行ないますけれども、取得が終わった段階で公有財産として建設課に引き継いでいるというのが、それぞれちょっと3課が絡んでおりますけれども、取得の際に関しましてはそういう手続を踏んで3課で対応しているということでございます。

議 長

環境政策課長。

環境政策
課 長

それでは、環境政策課の方から水道課長の答弁の補足的な説明をさせていただきます

ます。

現計画の4分の1まで取得してきているということで、このままの取得のスピードでいきますと相当の年数がかかると。それで、取得しきれない部分につきまして早目に何らかの方法を考えるべきではないかと、例えば協定書あるいは取得地の指定をし植樹をするなどということのご指摘でございますが、制度的には公的森林整備事業という補助制度がございます。これは、昔法改正前は分収林契約ということで公的資金を導入し私有林、個人の土地を公的な資金を入れて植樹をし、町と契約をし、契約の期限が60年間、町が2割と所有者が8割の契約を結ぶという事業の内容でございます。こういう方法もございます。

しかしながら、この方法でいわゆる涵養林について植樹をするということを考えた場合に、現在買おうとしているところには既に天然林、それから人工林が繁っております。したがって、それをわざわざ切り倒して植えるということがどうなのかという問題があります。

したがって、その辺も含めまして森林所有者、現在のいわゆる河川の周辺に土地を持っておられる方々と、その土地に生えている立木、それをできるだけ伐採を控えるなど、それから開発しないように要請するなど、そういうことがまず先決ではないかというふうに考えております。

それから管理の問題でございます。

まず取得箇所につきましては、環境政策課としてはどの部分を先に取得するという判断はしかねます。したがって、水道課の方でいわゆるその優先順位等々を決めていただいて、所有者との交渉を進めていただいて所有の手続をとっていただいて、取得した後は立木の管理につきましては例えば除間伐等が発生するという場合には、当然国の助成制度等を導入して実施することによって町財源が軽減されるわけでございますので、いわゆる水源涵養林の地上にある立木の管理につきましては、環境政策課が所管になるかというふうに考えます。

いずれにしても、先ほど水道課長が答弁申し上げましたとおり、担当課それぞれ横の連携を密にしながら、この水源涵養林につきましては管理、それから取得等の業務に当たってまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議 長

農政課長。

農政課長

水源涵養林と酪農のかかわりについてのお尋ねでありましたけれども、既存の草地の部分については農振法、それから農地法等によってきちっと明確になっているわけでありまして、また林地の部分については森林法によって、ただいま環境政策課長の方からも申し上げているとおり、こういった林地開発の行為によってきちっと秩序ある開発をされているというふうに認識をしているところであります。

しかしながら、農家が草地を新たに造成しようという場合は、伐採届けが出てくるわけでありまして、やはり農家の意思をきちっとした形で持っていただかないと、その辺の歯どめがきかないという場合もございますので、やはり水道課、それから環境サイド、それから我々農政サイドという連携を密にして、この水源の保全に力を注いでいかなきゃならないというふうに考えております。

また、ふん尿等の散布の問題もありますので、自分たちの飲料水として農家もそういった意識を持っていただくよう指導をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長

12番。

1 2 番

海兵隊の問題なんですが、町長の態度はある意味では明確だというふうにとらえていいのかなと思うんですね。

要するに、町長が答えられているのは、常駐など考えてみないということはもつてのほかだというふうに私は理解をしたんですけども、厚岸の町民としてこの海兵隊の問題というのはやはり大変大きな問題だと思うんですね。

今朝、南谷さんがおっしゃっておられましたけれども、矢臼別演習場の半分、そして特にいろんな問題発生が起きるのは厚岸町の側において、着弾地でもありますからそういう問題もいろいろ起きてくるというようなことで、やはり町長がその時々きちんとしたメッセージを発していただかないと困るのではないのかなというふうに思うんですね。あいまいな態度ではなくて、大体固定化されないということが一番の解決していかなければならない問題だということを考えると、常駐などはとんでもない話なんだというふうに私たちは理解したいんですが、それでいいのかなどうか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、海兵隊の砲撃訓練の日程の問題ですけれども、先ほど課長の方から説明がございましたけれども、大体もう日程も明らかになって、ルート等も大体明らかになっているようなんですね。やはり、砲弾等の陸揚げは根室港を使うし、人員

は中標津空港を使うんだというようなどころまでもうはっきりしてきているんですね。

それで、今回の海兵隊の訓練が前年より小さくなったからいいんだとか、そういうことではないような気もするんですね。今のイラクの情勢だとかそういうものを考えると、こっちにそんな大隊規模で演習なんかできるような状況にない、そういうことが推察されるんですけども、そういう中でもやはりもう状態化してきているというか、こういうことに対してはやはり持ち回りとは言いながらもう矢白別には毎年のように来て演習をやるということになってきて、だんだんやっているうちに一定のもう大丈夫でないかというようなことが出てきては困るんですね。

それで、何年か前の砲撃訓練の際には、無通告で演習場外に隊員が出るだとかそういうことも起きているんですね。それが結果的には事故だとかそういうものが起きていないだけに、ニュースにならないと結果的にはなんもなく平穩に演習が行なわれているというふうにとらえがちになってしまうんですよ。

ですから、そういうことに対しては、やはり厳しい対応を厚岸町がその訓練訓練でとっていただかないと困るのではないのかなというふうに思います。その点についてもう一度答弁をお願いしたいと。

それから、5回目の検討会議の中である程度方向が見えてくるのではないかというお話ですけども、その検討会議についてぜひその後での報告等もお願いをしたいと思います。

それから、お年寄りの問題なんですけれども、結果的には介護保険が始まって非常にお年寄りの方々が安心して暮らせるような制度になったかということ、結果的に今課長がお話しされましたように、待機者が大幅にまたふえてきているというような状況になっているんですね。

そういう中で、やはり待機者あるいは認定された方々が、今サービスを受けなくても何とかやれる状況にあるのか、あるいは待機している人たちが大変困った状況にあるにもかかわらず待機を余儀なくされている、こういう実態をやはりきちんと抑えられて、その状況を国や道にきちんと訴えていかなければだめではないのかなと、いろんな制度があってこういうことなんだと、こういうふうになっているからその枠から出ていくことができないんだということになってしまえば、結果的には本当に制度がつくられても制度が正しく運用されたことにはならないと思うんです

よね。認定されてもサービスを受けられない、あるいは受けたくても受けられないというような状況を改善していくのが介護保険制度ではないのかなというふうに考えるんですが、これらについても一度答弁をお願いいたします。

それから、水源涵養林の問題ですけれども、やはり厚岸町は酪農の町でもあり、水産の町でもあるわけです。そうすると、やはりこの両方がきちんと成り立っていかなければならないし、厚岸でとれたもの、それから厚岸で生産されたものが他の地域に自信を持って出していけるということも非常に大事なことだし、我々町民も安心して水を飲むあるいは水を使うことができるというようなことが大事になってくると思うんですよ。

それで、現在の今各課から説明されましたけれども、水源涵養林で大事なものなんだよと、それが小さくても大きくても。大きければそれに越したことはないと思うんですけれども、ただどここういうところだって今守っておくことが大事なんだということを知らせていくことが大事ではないのかなと。

それから、さっき農政課長の方から話がありましたけれども、農地開発がある意味では、このごろは一定程度開発が進んでいますから、そんなに新たに大規模な農業開発というのはもう今後はそうないのではないのかなという気はするんですけれども、これがこのまま今までのようなやり方でやられていくと、厚岸町の自然というのは大変危機的な状況になっていくと思うんです。

だけど、今の農業の情勢だとかを見ると、新たに広大な農地を開拓しなければならないというような状況にはないと思うんですけれども、結果的に農地として使えない土地がありますよね、いろんな枠がはめられていて、結果的に農家が取得していてもその使えない土地が厚岸町の自然や水を守るために有効に活用していくことができるんだというところに転換をすることも一つは考えていくべきではないのかなというふうに考えるんですけれども、前に議員を務められていた木村議員さんなんかよく言っていたんですけれども、そういう土地に10本でも20本でも木を植えることが、やはり全体としては最終的に厚岸の環境をきちんと守っていく上で重要なんだという話をされていたんですけれども、その辺について検討してほしいし、厚岸町の水源涵養林が各課でやはりきちんと連携をもって整備されていくということを進めてほしいと。

それから、何よりも森林所有者の協力を得るような方策を厚岸町の方針として立

てほしいと思うんですか、それらについてはどうなのか、もう一度答弁をお願いいたしたいと思います。

以上です。

議 長
町 長

町長。

再々質問にお答えをさせていただきます。

私からは、米海兵隊の矢白別演習場への移転の問題、そしてまた今回開催されます訓練に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

私といたしましては、在沖縄米海兵隊による矢白別演習場について、矢白別演習場関係機関連絡会議を通じ、訓練が固定化されないことはもちろん、訓練に当たりましても夜間の訓練、射撃訓練の問題、さらにはまた規律維持の問題、騒音対策などそれぞれの申し入れが尊重されるよう、今後とも住民の暮らしと安全に責任を持つ立場で関係町と連携を図りながら、万全の対応を国に対して求めてまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長
建設課長

建設課長。

第5回目の検討委員会の結果についても、議事要旨をまとめ次第すぐホームページ等で周知していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきます。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長。

待機者の実態でございますけれども、病院、老健、療養型それぞれの施設で待たれていらっしゃる方は39人、在宅で待たれておられる方は43人というような状況になってございます。

なお、質問者おっしゃいましたように、実態把握の関係につきましては、質問者申されます方向を含めましてしっかりとケアマネジャー、保健士ともども努力してまいりたいというふうと考えております。

その中で、いろいろ制度上の問題等々で国に訴えるべき事項が出てまいりましたときには、それにつきましてははしかるべく声を上げていきたいというふうと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと存じます。

議 長
環境政策課長

環境政策課長。

水源涵養林の件で再度ご答弁したいと思います。

質問者ご承知のとおりホマカイ川流域の下流、いわゆる取水地近くにつきまして

は、町有地それから釧路太田農協、日本製紙所有地等でほぼ森林としての整備はされております。

しかしながら、上流部につきましての標茶町を含む酪農家のいわゆる菜草放牧地がホマカイ川付近まで農地化されているという状況にあるのが実情でございます。これに関しましては、これまで厚岸町とそれから標茶町、厚岸運用協同組合、釧路太田農業組合で組織しております、別寒辺牛川ホマカイ川流域環境保全協議会という組織もございます。

この組織等を通じながら、先ほど質問者ご指摘のとおりまず所有者に簡単に売買をすとかしないとか、そういうことの歯どめをかけるためにも、取得を優先する場所につきまして、まず所有者に当たるということを優先して、できるだけ早目に取得できる対策を講じていきたいというように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

議 長

以上で谷口議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は3時40分といたします。

休憩時刻 15時07分

議 長

本会議を再開します。

再開時刻 15時40分

13番、菊池議員の一般質問を行ないます。

13番、菊池議員。

13 番

第2回の定例会に当たり、さきに通告しておりました一般質問2項目についてお尋ねいたします。

まず第1点目は都市計画についてであります。

厚岸町のまちづくりに当たって中心市街地の将来像として、1つに人口維持のための政策、2つ目に産業の構築、3つ目に都市基盤の整備、4つ目に地域地区の役割と整備ということで、一応の目標が掲げられておりますが、湖南地区中心市街地活性化の取り組みについても、数年前より徐々に進めていただいていたのですが、一部住民との折り合いがつかず保留となって、いわばとんざした状態になっておりますが、町長の平成16年度町政執行方針の中で、当面湖南地区中心市街地においてはぎわいと触れ合いの回復を基本的な考え方として、官民挙げてその対策に取り組んでいくが、本年度は地権者や地元の合意が得られれば多目的広場の整備に着手する予定であると述べておりますが、現在まだ初段階のところとは思いますが、そ

議 長
町 長

の進捗状況についてお示しいただきたくご質問いたします。

次に2点目であります。

まもなく当町も本格的な昆布漁が始まりますが、昆布干場は大切な製品仕上げの場所であり、天日干しの場としても大切であります。そこでお伺いいたしますが、有明地区干場の一部で特に雨天時ですが山からの水が流れてきますが、側溝が掘削されていないため砂利や泥が詰まって水の流れが悪く、あふれて流れ出ている箇所がありました。漁業者とともに各所を点検いたしましたところ、プラスチックのらせん状の水管が布設されていますが、水の流れが機能しているところと機能していないところがあり、周辺一帯の側溝掘削整備を早急にしてほしいとの要望がありますので、担当部署の取り組みをお願いしたいのであります。

以上質問申し上げ、第1回目といたします。

町長。

13番、菊池議員のご質問にお答えをいたします。

まず、湖南地区中心市街地の活性化策として取り組んでいる多目的広場整備事業の進捗状況のお尋ねについてですが、昨年度は担当課職員と町内のまちづくり団体との15回に及ぶ意見交換を初め、地元松葉町まちづくり推進協議会との数度の意見交換、さらには小学生や高校生とのワークショップなどを積み重ねながら、いわゆる協働の取り組みとして厚岸町湖南地区まちづくり事業計画をまとめました。

その内容については、だれもが安全安心、便利に地域で暮らすまちづくりを初めとする4つの整備方針と、その方針ごとに17の整備目標を挙げており、町が主体的に取り組む事業として多目的広場の整備、歩道や街路表面の整備を位置づけたところであります。

意見交換の段階では、多目的広場に持たせる機能や趣向及び外観などについてもおおむね合意を得ておりますので、現在は財源として予定している防衛施設周辺整備事業調整交付金の申請にかかわる事前協議に向け、イメージ図の作成や概略設計の作業を行なっているところであります。

一方、整備に必要な用地についてはすべて民有地であり、昨年度から地権者と相談をしてきておりますが、事業目的に理解を示していただいておりますので、引き続き細部について詰めていきたいと考えております。

以上が今日までの進捗状況であります。事前の準備が夏までに整えば町議会第

3 回定例会にも予算をお示しし、事業に着手してまいりたいと考えております。

次に、有明地区干場の側溝を掘削していただきたいとのことでありますが、有明地区の海産干場は昭和50年から町で海産干場用地として売買を行なって、造成については町が道路部分を、干場については所有者が負担して行なったものであり、側溝についても両者相互の協議により横断管などの設置を行なったものであります。

しかし、大部分が素堀り側溝であるため雑草などの繁殖、さらには異物などが放置され、側溝の流れが阻害されており、側溝が閉鎖され海産干場に水が流れ込んでいる状況が見られます。

平成11年にも、利用者からの要望により側溝掘削を行なっておりますが、さらに現地調査を行い、側溝の流れの悪い箇所の把握に努め整備を行なっていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上でございます。

議 長
1 3 番

13番、菊池議員。

お答えをいただきました。

2 回目の質問をいたします。

初めに、都市計画湖南地区中心市街地活性化についてであります。

厚岸町土地開発公社経営状況説明書の財産目録に、先行取得ということで記載されておりますけれども、①の流動資産、(2)公有地の中で、湖南地区緑地用地 2,667万9,171円とありますが、このことでしょうか。多目的広場用地ということはこのことでしょうか。

それで、今のところ計画はこれという目的はまだ持っていないということですが、将来構想についてはいかがですか。それと確認しますが、場所と広さ、それから財源内訳は予定として一財が150万、防交金が2,850万の3,000万で上がっておりますけれども。

次に、地元商店街との話し合いの状況はどうなっておりますか。例えば広さの確保ということで遊具抜きにしておくとか、ただし広場の縁には美の環境面に配慮し花壇を置くとか、あるいはフリーマーケットやイベントも催すことができる態勢の広場との間隔、緑ある芝生を植え公園的にするとか、そういう状態にしておく広場ということでしょうか。

次に、16年度予算審議の中で歳出の総務費の企画費の項でまちづくり推進課長は、

中心市街地活性化について町ににぎわいを戻そうという事業であり、多目的広場、歩道の整備、照明の整備、休める仕掛け、眺望、空き店舗の活用、特にお年寄りのたまり場とか、マスタープランによる公営住宅など、お年寄りのための中心街に考えているが今すぐではないと、ただし民間活力は導入したいということで説明なされているのですが、第5次実施計画を見ても具体的将来像がいま一度見えないのであります。

もちろん一気にできるものではありませんが、商店街の若手経営者と本件について話し合っても、将来像という先が見えていないのが現状であります。町長は協働のまちづくりとよく言われますが、町民との波長が合っているのかどうか、その辺について見解をいただきたいのであります。

湖南地区を高齢者の生きがいの増進ゾーンとしての特徴のあるまちづくりとしていくとか、湖北地区は魅力ある商業環境の整備に向かったまちづくりにするとか、わかりやすいビジョンを町民に示してほしいのであります。

次に、有明地区干場についてであります。湿地帯で地盤のやわらかい場所なので、難しい掘削でないし予算も多少で済むと思います。漁業者みずから掘削しようとしても、土地のことだから間違ってもよくないので役場からお叱りを受けると考えているようであります。

お答えでは掘削整備に一応点検して進めるということでございますが、ぜひ早急に掘削を実施し、水の流れをスムーズにしていきたいということでございます。

以上で2回目の質問を終わります。

議 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

お答え申し上げます。

まず、多目的広場の用地のことでご質問がございました。土地開発公社が現在取得している土地であろうかということでありましたけれども、そうではございません。この土地は全く、土地開発公社が緑地用地として湾月町とそれから筑紫恋に今保有をしている用地のことでありまして、松葉町の広場造成の用地とは全く関係がございません。

それで、現在予定している場所でありまして、松葉町3丁目、今建物を取り壊しましたけれども旧サントクといいますか、もとの映画館のあったところ、あのあたりを想定して今地権者と事前のご相談を申し上げているという状況でありま

すので、まずご理解をいただきたいと思います。

それから、地元商店街との話し合いがどれくらいできているのかということでございます。地元の方々とも数多くの議論を重ねておりまして、どういう多目的広場にしたらいいのかということについても話し合いを何度か行なっております、ほぼ合意を得ております。

例えば公園の外観でありますけれども、シンボルとしての時計塔、あるいはもちろん広場の照明、さらには花壇、そして路盤については舗装しないで土のままダスト舗装、細かい砂を敷いてそれで転圧するという、そういった仕様の方が使いやすいのではないかと意見をいただいております。

その背景には、その広場を利用して商店街の方々がテント市を行なうということを希望しておりまして、そのテント市ができる外観あるいは仕様にしようということで大体の状況がとりまとめられたところであります。

具体的な将来像が見えないということでご指摘がありました。松葉町のまちづくり事業計画につきましては、整備イメージとして例えば少子・高齢化社会に対応しということは何度もこの場で申し上げておりますが、地域内の安全安心、便利に生活できる地域づくりということの一つのイメージとして持っておりますし、それから2つ目には活気と交流をはぐくむ空き地、空き店舗イベント対策、それから住む人の知恵、元気、力を生かすまちづくりの推進体制ということを整備イメージとして持っておりまして、それぞれ行政がやるべきこと、それから民間、商店街の皆さん地域住民にやっていただくこと、それぞれ仕分けをして計画に盛り込んでおりまして、行政が現在やろうというふうに位置づけているのは、多目的広場あるいは歩道の整備、あるいは道路照明の整備、さらにはミニ駐車場、こういったものの整備を町が中心になってやるということ位置づけております。

民間活力を期待する分野といたしましては、町中居住を推進するということで、中心部に高齢者が便利な住宅が欲しいと、そういうまちづくりが必要だということがありまして、その部分については現町の町営住宅の計画では松葉町に新たに団地を形成するということではできませんので、郊外へ民間活力を期待をするというような書き方で計画に盛り込んでおります。

さらには、空き店舗対策としては、これも地元の方と十分協議をいたしておりますけれども、空き店舗を活用したお茶飲み場、お年寄りの憩いの場、あるいはチャ

レンジショップ、あるいはワンボックスショップというんですか、1つの箱に自分のつくった物を入れて販売するといったようなことの提案をしております。具体的にこれをどうするかについては、まだ結論が出ておりません。

さらには、観光客への情報提供施設、こういったものも必要であろう、それから商店街としては広場の造成を契機にイベントを促進させるという取り組みが必要であろう、それから宅配サービスといったようなことについても検討をする、あるいは御用聞きといったようなことも仕事にならないだろうかといったようなこと、あるいは造成される多目的広場を利用して花壇、花で町を飾ろうではないかといったようなことが、商店街、地域住民の取り決めの分野として計画に乗せられているのであります。

これらについては、いずれも地元の方々も含めた議論を通じてまとめ上げたものでありまして、今後これを具体化していくということが必要になってくるものでございます。

以上かと思いますので、これでお答えとさせていただきます。

議 長
建設課長

建設課長。

私の方から、有明干場の側溝についてお答えさせていただきます。

町長の答弁したように、現状を把握した中で早急に取り組みたいと。今日で一応棹前昆布が終わって、次成昆布までの間がありますので、その間に特にひどい箇所についてはその昆布前に実施したいという形で考えております。

ただ、全体的に言うと平成11年11年とあの地区については、地域の方々、利用する方々からの要望もありましてやってきております。ただ、また全体を把握した中でいろんな異物、逆に言うと漁業者みずからが入れている部分のこともありますので、その辺については漁業者の協力指導も得ながら実施していきたいという形で、あそこについては一応成昆布までにひどい箇所については整理したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議 長
1 3 番

13番。

地域の活性化、中心市街地活性化につきましては、イベント発想のものとハード、いわゆる中心街のリノベーション、つまり改造、改革、刷新等がありますが、イベント面ではかつて商店街の若者グループ、A J C、厚岸ジュニアクラブが文化的効果に加え地域の活性化、経済波及効果に寄与するものでなければならぬので、創

意工夫を重ねながら町民に喜ばれるものを考えて、町ににぎわいを、松葉町に活性化をとということで、市街地の一部を歩行者天国にして各種行事を組み、町をにぎわして好評を博したこともあります。

現況では、店は後継者難、人は高齢化しておりまして、町を復帰させる画期的手段というこれというものは何か、ユニークな手段として町はどうあるべきか検討しなければならない状況にあるわけでありまして。これからの子供たちのために、今の我々に課せられた課題であります。そこで、町長の言う官民挙げての協働のまちづくりで積極的な町の方向づけを期待するところであります。

それから、市街地活性化とは商店街の空き店舗対策や国、道の経済対策のための事業や、それに連動した町独自の事業を行い、その波及効果で少しでも景況が好転するよう努力するとともに、商業関係者や商工会などと連携協議の上対策を進めていくということですが、将来像として平成15年1月の基本計画によりますと、湖南地区は食、歴史、観光のエリア、湖北地区は商業核、業務核エリアと書かれていますが、最近の町理事者の答弁では湖南地区についてはお年寄りのためのゾーンというような答えになっています。

いわゆる、公的施設整備、つまり高齢者等対応や町中居住推進の公営住宅の新設、加えて温浴施設や地域交流施設の新設などを目標等としていると抑えてよろしいかどうか、そして厚岸町並びに民間活力導入等を図って計画を推進していくということでもよろしいか、その辺のお答えをいただいて私の質問を終わります。

議 長

まちづくり推進課長。

まちづくり
推進課長

まず、先ほどの質問に対する答弁が漏れておりました点を補足させていただきたいと思います。

この広場整備の財源内訳であります、防衛周辺施設調整交付金を充てるという計画を立てておりますが、これは交付金を95%充当するという考え方で、3カ年実施計画でもお示しをしているところであります。ちなみに事業費は3,000万円でございます。土地代と工事費含めて3,000万円という計画で今進めているところでございます。

それから、松葉町中心市街地の整備方針についてのことでありますが、先ほども申し上げましたように、どちらかというとお年寄りの触れ合い交流というふうに傾いているのではないかというお話がございました。それも重要なポイントであると

いうふうに認識をしておりますが、湖南地区におきましては観光スポットがむしろ湖南地区に集中しているという状況から言えば、できるだけ早く、例えば観光案内のできるそういうようなしかけ、それからそこへ観光客が立ち寄るしかけというものも当然必要であろうということで計画に入れているところでございます。さらには、お寺などを通じまして歴史についても学べる場所でもありますから、そういったことも大切にしまちづくりということも視野に入れているところであります。

いずれにしても、そういったお年寄りの触れ合い交流の場、あるいは観光客をもてなす場、あるいは歴史を大切にす場という形で、これらのまちづくりについて地元の方々、あるいは町全体的な議論もあるでしょうけれども、お互いに意見交換をしながら計画をつくり上げていく、こういった手法で今日までまいつているところであります。

したがいまして、今後も具体的な設計等々の中においても、それぞれ地元の方々あるいは有識者の意見、あるいは小学生や高校生の意見も伺いながらその広場の機能とか管理運営についてもまとめていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 町長。

町 長 私から、この機会に菊池議員からの2点にわたってのご質問がございました。それぞれ重要な課題でありますので、質問を十分に踏まえて実現に向けて最善の努力をさせていただきたい、かように考えておりますので、あえてつけ加えさせていただきます。

議 長 以上で菊池議員の一般質問を終わります。

本定例会に通告のありました7名の一般質問を終わります。

議 長 日程第3、議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 ただいま上程いただきました議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります新保弘子氏は、本年8月31日をも

って任期満了となりますので、地方税法第 423条第 3 項の規定によりまして引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。

住所、厚岸郡厚岸町松葉町 3 丁目 19 番地、氏名、新保弘子、生年月日、昭和 17 年 3 月 24 日、性別、女、職業、理容業。

以上簡単な説明であります。ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長 これより質疑を行ないます。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規 54 にありますとおり、討論を省略し本案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 42 号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 ただいま上程いただきました議案第 42 号 損害賠償の額を定めることについて、その提案理由を説明申し上げます。

公共施設屋根からの落雪事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることは、議決事件であることから議会の議決を求めるものでございます。

次に、内容についてご説明申し上げます。

1、損害賠償の相手方、厚岸町字真栄町 3 条 46 番地 1、谷口芳子氏でございます。

2、事故の概要、平成 16 年 2 月 21 日午後 5 時 20 分ころ、真栄地区集会所 1 階屋根の落雪により氷塊が隣家の 1 階台所周辺の外壁サイディングを直撃したため外壁に亀裂を生じ、窓ガラスが枠ごと外れ台所床フローリングにもきずが生じたものでご

ざいます。

3、損害賠償額、金7万5,390円でございます。

外れた窓枠につきましては、町内業者に修繕を依頼し、また外壁のサイディング及び台所床のフローリングにつきましては、住宅施工業者への修繕を依頼し終了しております。なお、当該施設につきましては安全対策としての落雪防止金具を設置し、再発防止に対応したところでございますが、今後とも集会施設等の管理において隣接者等のご協力もいただきながら、安全管理に一層努めてまいりたいと存じます。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行ないます。

3 番。

3 番

3点ほど質問をさせていただきたいと存じます。

まずこの対応でございますけれども、今課長の方から今後の安全対策については万全を期すという話でございますが、今年の大雪でこのような事故に至ったということをお聞きしたんですけれども、果たしてその滑りどめだけでこれがとまるのかどうか、甚だ私は疑問だと思っております。

次に、町の施設、この施設が隣の土地との境界上問題があるのかなかったのか、この辺について、建物を建てる場合、私はよくわからないんですけれども建ぺい率というんですか、境界として妥当なのかどうなのか、問題ないのかどうなのか。

さらには、7万5,390円、この支出の財源の捻出方法はどのようになっているのか、お伺いをさせていただきます。

議 長

町民課長。

町民課長

ご質問にお答えを申し上げます。

南谷議員おっしゃる、安全対策として雪どめ金具で万全なのかどうかということにつきましては、おっしゃるとおりでありまして、降雪の状況によって絶えず対応せざるを得ないという状況であります。

今回の場合も、実は谷口さんから集会所の屋根の雪の状況について1月の段階でお話ございました。私どもも職員が対応をして一度雪を落としました。その後、2月に入ってさらにその後積もった雪が暖気によって滑り落ちたという一時的な状

況でございまして、特に議員おっしゃるように今年は雪が多かったということもございしますが、そういう意味では降雪の状況等々を絶えず点検をし、私どもが目のとどかないところについては隣接者からも情報をいただきながら管理をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

町の施設全般にはなりません、こうした隣接者からいろいろ情報をいただく分につきましては、今のところ真栄地区集会所とそれから上尾幌のコミュニティセンターが降雪による落雪が隣家にいろんな影響を及ぼすということについての情報をいただいております、今のところ継続して情報をいただきながら管理をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、建物の状況、建ぺい率のお話もございましたが、法的には問題ないわけではありますが、今申し上げましたように市街地に建っているこの施設の状況としまして、谷口さんだけではなくて反対の海側の方にも民家がございます。そういう意味では、テレビのアンテナがしっかり固定されているかだとかそういった状況もお隣から情報をいただくこともままございますので、建物の建設状態としては問題なしとしながらも、隣接している民家との部分につきましては今後十分に情報をいただきながら注意をしていく必要があるだろうという認識でおります。

それから、3つ目の今回賠償させていただきます財源でございしますが、町の施設から起因します災害等に対応するために加入しております全国町村会総合賠償補償保険というものに入っております、全額これで対物賠償をさせていただくということもございまして、今回一般会計の補正の中で歳入で7万5,000円を計上させていただいて、歳出の方で対応させていただくということにしております。

議 長 ほかにございませんか。

(発言する者あり)

議 長 町民課長。

町民課長 ちょっと言葉足らずで誤解を与えたようでありますが、7万5,390円全額入ってまいります。予算上1,000円単位で端数切り捨てになるものですから、歳入としては7万5,000円という計上の仕方をしておりますので、全額保険で対応できるということでご理解をいただきたいと思っております。

議 長 よろしいですね。

ほかにございませんか。

議 長	<p>(な し)</p> <p>なければ質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり決しました。</p>
議 長	<p>日程第5、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。</p> <p>職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>建設課長。</p>
建設課長	<p>ただいま上程いただきました議案第43号 工事請負契約の締結について、提案内容の説明をいたします。</p> <p>この工事につきましては、平成14年度から実施しております門静地区の浸水対策で、昨年は釧路開発建設部に委託し国道44号横断管渠24メートルと、それに接続して波形鋼製棚渠を330.21メートルの工事を実施いたしました。今年度は整備最終年であり、望洋台団地に向かって残りの雨水棚渠を交点から反対側町道門静2号線に向かって管渠カルバートボックスと雨水棚渠を新設し、地区の浸水対策を講じようとするものであります。</p> <p>内容であります、1、工事名、門静第1排水区雨水棚渠新設工事、2、場所、厚岸町字門静、3、契約の方法、地方自治法施行令第167条による共同企業体3社と単体4社、合わせて7社による指名競争入札です。4、請負金額、金1億1,287万5,000円、5請負契約者、萩原・ホクホウ経常建設共同企業体、代表者として帯広市東7条南8丁目2番地、萩原建設工業株式会社、構成員として厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地16、ホクホウ建設株式会社です。</p> <p>次ページをお開きください。</p> <p>参考として、1工事概要ですが、工事延長342.13メートル、波形鋼製棚渠、幅2.5メートル、高さ2.0メートル、延長58.49メートル。幅1.5メートル、高さ2.0メートル、延長160.92メートル。幅1.1メートル、高さ1.5、延長110.92メートル。管渠、ボックスカルバートですが、幅1.5メートル、高さ2.0メートル、延</p>

長11.8メートル。

2、工期として、着手が平成16年6月21日から完成平成16年12月20日までとするものです。3、位置図、平面図、標準施工断面図については、別紙説明資料のとおりであります。次ページをお開きください。

位置図でございますが、厚岸町浄水場へ向かう町道水道施設道路を挟んで、両側丸く囲んだ太線の実線部分が今年度の施工予定区間でございます。

次ページをお開きください。

平面図ですが、図面右側の望洋台団地側については、昨年に引き続いて有効断面幅 2.5メートル、高さ 2.0メートルの波形鋼製棚渠を 58.49メートル施行し、図面中央から左側についてはT字工程部分では町道水道施設道路に管渠ボックスカルバートを幅 1.5メートル、高さ 2.0メートル、延長11.8メートル、それに接続して有効断面幅 1.5メートル、高さ 2.0メートルの波形鋼製棚渠を町道門静2号線に向かって延長160.92メートルを、さらに引き続いて有効断面幅 1.1メートル、高さ 1.5メートルの同じ棚渠を110.92メートル、合わせて全延長342.13メートルの門静第1排水区雨水棚渠新設工事を行うものであります。

標準施工断面では、有効断面幅 1.1メートルから 2.5メートル、高さ 2.0メートルの波形鋼製棚渠を設置のほか、その横には幅 2.5メートルの管理用道路を造成、さらに棚渠の両側には危険防止のため、高さ 1.2メートルの転落防止柵を設置するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

15番。

15番 ここで何点かお聞きさせていただきます。

今、課長の説明でこれにまず落札率、それから単社が4社で企業体が3社と、企業名は要らないです。その入札の金額がわかれば、各その4社と3社の入札金額を教えてください。

それから、これ前回も何か同じような業者ですね。それからこれはあれですか。企業が例えばAランク、Bランクでなければできない仕事なんですかこれ。前回にはもう一つ地元の小さい業者が加わっていなかったですか、その辺。これがAとか

議長

Bランクでなければできない仕事かどうか、それもちょっと教えてください。

建設課長

建設課長。

まず、本工事の落札率の関係でございますけれども、今回については 97.31、予定価格に対しての落札 97.31%です。

それと、それぞれ入札に伴うところの各業者の落札そのものについては今手持ちでございませんので、ちょっと休憩させていただいて、早急に取り寄せて説明したいと思います。

それと、本工事そのものが1億を超すという事業種でございます。当然それらについては、工事でいきますとAランクという形になります。そういう形の中では、今回の指名では地元はAというのは1社しかございません。それと、建設共同企業体として計上企業体は1年に限りの企業体でございます。前に組んだのがずっといくという形ではございません。その1年に限っての申し出の業者の中からうちらは指名させていただいておりますので、その辺ではご理解をいただきたいと思います。

議長

休憩いたします。

休憩時刻 16時24分

議長

再開します。

再開時刻 16時25分

建設課長

建設課長。

済みません。貴重な時間をお手間とらせました。

入札については、消費税抜きの価格で比較しますので、抜きの価格で説明させていただきます。

低い順番から説明させていただきます。

1億750万、2番札が1億800万、3番札が1億830万、4番札が1億850万、5番札が1億860万、6番札が1億880万、7番札が1億900万、そういうふうになっております。

議長

15番。

15番

今、落札を聞いてびっくりしたんですけれども、本当に97という100%くらいですよ、2.何ぼくらいありますけれどもね。今、公共工事で他の町村あたりでいろんな問題が出て、こんな97.何ぼなんていうのはちょっと珍しいんじゃないかと思うんですけれども、ですから談合していると思うんですよ、それでちょっと今入札のあれを聞いたんですけれども。

これは、だれが見てもちょっと不自然な数字なんですよね。別にそう言ったからどの人とは言わないですけれども、ただ普通だれが見てもこれ、議員さんこれを聞いていて、わあすごいときちっとそうそう理解できる数字じゃないと思うんですこれ。だれが見てもとってつけたような数字なんですよね。

だからそれがね例えば、前に田宮議員も一般質問をしていたけれども、地元の業者がある程度やれるんならいいけれども、ただ工事が1億超すとAランクだということから、これはAランクの人しかないということです。だから前から私も何回もこれを質問するんですけれども、いつまでたってもAランクだAランクとして他の業者にさせないと同じ業者だけになっちゃうよということなんです。

だから、例えばこれであれば、できるものであれば地元のBの業者だのCの業者も入れた中でもってジョイントを組ませて、それで地元業者をくみ上げてやって仕事をさせるようなことをしてやらんと、結局A業者は何十年やったらA業者A業者だって、C業者はC業者で上がってこないんです。仕事をさせないから。

やはり、そういうことを考えてやって、少しでも地元へ還流をさせなかったら97.3%の工事が丸々結局よそに金が流れていく、国から来る金が全部流れちゃうと、地元へ還流されないということであれば、せっかく今工事が厳しい時代ですから、工事がいいんですから、ないならないなりにやはり小さな業者をくみ上げてやらせるようなことを考えていかなければ、地元の業者さんが育っていかないと思うんですよね。

だから、よくこれは資格だと言いますが、資格は努力すればとれるんです。ただ実績というこういうものは仕事を与えてもらわなければできないんです、実績というのは。だから、そういうのをやはり考えてですね。

だから、官が主体でいろいろな問題をそうされればまだあるんだろうけれども、やはり極力地元へそういう業者の協会があるんですから、例えば極力地元へそういうのを組んでそういうような企業体をつくってくれと、それで極力地元でやれるものは地元でやってくれというふうな指導くらいはできると思うんですけれども、その辺どうですかね考え方は。

議長
建設課長

建設課長。

今回の工事 250万円以上は既に予定価格というのは公表しています。予定価格そのものは公表されています。したがって、どちらかというと高どまりになると

いう経過はあります。そういう形はございますけれども、やはり今後含めて業界の方にもこういう厳しい財政の中ではもちろん適切な入札執行を図ってまいりたいとそのように考えてございます。

それから、今言ったように企業体を組む場合は直近という形であります。厚岸町の建設のJVの構成の運用基準はあります。その中でも直近という形、そうするとAであればBと、特殊な工事や何かの場合はそういう方は外れる場合もございます。特定企業体の場合は2億以上とかそういう形の事業で決まっておりますので、基本的には質問者言われるのも当然わかる。

ただ、そういう形の中ではそういう下のランクの業者にいくと、大きな金額なりの負担も伴ってきますから、そういう業者さんの内容という問題もございます。行政だけで枠をつくれという形には当然なりません。やはり企業みずからがその仕事を受注するために、ことし1年はこの企業体、単体もありますから、そういう形での努力に基づいてそれらをぐっと踏まえておいてうちの方は指名選考させていただくこととございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議 長

15番。

15 番

町長、今町の財政は全然、前回も町報に出ていましたけれども、町の財政が6億足りなくなると、大変だということで各地区懇でもって町の皆さんに説明に上がるということ、前回も7件、財源が緩くないということで、議会の皆さんにいろいろ議論しながら値上げをしていただいたということとございますね。

これを町民が見た場合、結局1億何ぼの工事が97%で押していると、これが例えば今90がいいのか92がいいのがわかりません私は、いろんな企業がありますから。それは、やはり下がれば何千万という金が違って来るんですよ。そうすれば、細かいものを人件費を削ったり何かするより、我々はもう人件費なんか言いたくないです。こういうのを削ることによってそういうことをしなくていいんですよ。

だから、極力こういうものをもう少しやはり下げよう方法、今先に公表しちゃうからそんなことできないと言っているけれども、実際他の町でもしながらですね、横浜あたりのテレビでよく出ていてもやる中でも90を切るような予算率になっています。だから、そういうことを考えていったら、町の財政を考えた場合、やはりこういうのをもう少し考えていかなければ、私町民の理解は得られないと思うんですけれども、その辺町長どうですか。

町 長

お答えさせていただきます。

公共事業の工事の発注につきましては、先ほど田宮議員からの質問がありまして、私からもお答えいたしておりますが、やはり地元企業の育成というものも大事なことであります。その趣旨に沿って私も考えておるわけでありまして、ただ施工能力、経営能力、今日法的に改正されまして大変厳しくなっております。私は常にお話しをいたしております。地元だから地元の工事発注は地元へ寄せると、そういう甘い時代ではないということを地元業者も考えていただきたい。しかも公金であります。安くいい仕事をしてもらう、大事なことであります。

そういう意味において、落札率の関係がございましたが、今日の公共事業に対する国民の目は大変厳しくなっております。そういう意味において、私は適正な入札また指名の中で行われている、また行っているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私といたしましては、地元業者に施工能力、経営能力をしっかり持ってもらいたいと強く望んでおる次第でございます。

議 長

9 番。

9 番

それはあれですか、代表者がAランクであって、それに従う者がCランク、Dランクではだめなんですか。

ということは、この下水道事業が始まる前に、当時菅原町長でしたけれども、菅原町長は議会に対してこの下水道事業というのは厚岸町にとって初めてだと、地元の業者にやらせたいけれども、しばらくの間はやはり企業体を組ませても何にしても慣らすまで3年ないし4年は待ってくれと、その後はすっかり地元の業者が慣れて仕事ができるようになったらそういう企業体を組ませてやらせるからというようなことで、議会での質問に対して答弁をしているんですよ。

それが、このごろ何か何千万以上はAランクでなければだめだとか、Bランクでなかったらだめだとかそういうようなことを言っているわけですが、いわゆるAランクに対してCランク、Dランクが企業体を組んだらこれはだめなんですか、その法的根拠を示してほしいと思っております。

だから、今町長が言ったように、やはり地元業者育成ということを第一には考えると、もちろん当然能力がなくての場合は困るんですけども、それはそれなりに地元の業者もたくさんいるわけですからこれは選べばいいんであって、やはりそう

いったことでこの仕事のないときに町外業者に、この仕事はどうかわかりませんよ、相当技術が伴うものかもしれませんけれども、町外業者に幾らでもそれを、代表者ですから恐らく6割7割のあれだと思っんですけれどもね、それを持っていかれるということは非常に私も残念だと思っんです。仕事が十分にあるときならそれでもいいんですよ。

とにかく、そのようなことからその金額によってAランクに対してC、Dのランクの業者が企業体を組んだらだめなのか、その法的根拠を示していただきたい。

議 長
建設課長

建設課長。

厚岸町の共同企業体の運用基準の中では直近という形で説明させていただいております。したがって、決してだめだとは言っていない。ただ、できる限りそういう形の中でいくと、当然そういう企業体というのは業者みずから組むことです。町がだれとだれとやってではございません。したがって、基本的には直近という形になりますからAであればB、BであればCという形の中でなります。ただ、事例の中ではA、B、Cで組んだ事例も過去の中ではあります。

そういうことですので、今回に厚岸町にある企業体の流れとすれば、今回の企業体はA Bの組んだ企業体で厚岸町に指名願いが出されている、その中から指名選考させていただいているという形でございますので、ご理解いただきたいと思っんです。

ただ、基本的にはCランクの方々も入った、そこにはやはり技術の問題も現場代員、主任技術者を出さなきゃならんとかそういうスタッフがない、それがいることによってほかの仕事ができないとかいろんなものがついて回ります。当然そういう仕事になれば主任技術者を出さなきゃならない、そうするとその仕事はほかの仕事をとろうとしたときには、その主任技術者がそっちにつきっきりになりますからほかの仕事をとれないとか、いろんな事情があるんで業者さんの方ではそれぞれ選定して企業体を組まれているという形でございますので、ご理解をいただきたいと思っんです。

議 長
9 番

9 番。

それは一つの理屈ですよ。やってやれないことはないでしょう。地元業者育成というそのものに対して考え方をきちっとしていれば、そのくらいのあれは法に適用しないわけですから、違反しないわけですからやってやれないことはないと思っんですよ。

議 長
町 長

そういったことにやはり地元業者育成という一つの、当然それは金額の問題もあるし技術の問題もあると思いますよ。そのあたりは、この不況のときですからあえてこういうことを言われなと思うんですけども、そういったことも十分考えてやっていただきたい。

いろいろ過去に至っては地元業者にもいろんなトラブルもあったかもしれませんが、何としてもやはり地元で金を落とすということを基本になって考えてもらいたいと思います。お役人的な考え方だけは持ってもらいたくない、そう思いますが再度答弁をお願いします。

町長。

お答えをさせていただきます。

お話ございましたとおり、地元企業の育成は行政としても指導していかなければならないことであるし、行政もそういう方向で公共事業の発注等のあり方について考えていかなければならない、これは厚岸町の考え方であるわけであります。

しかしながら、建設業者の施工能力などについて厚岸町としても発注する責任があります。すなわち、発注責任がございます。そういう意味において、信頼できる業者というものがその対象にならなければならないと考えているわけであります。

当然、厚岸のランクづけというのがあります。これは、ご承知のことと思いますが道のランクづけについてそれに右ならえしているということではありますが、私は工事の発注に当たって今回のような大型事業、大型工事、さらにはまたC、Dランクができる、先ほど田宮議員からお話があった事業、それぞれのランクづけということも考慮しながら、厚岸町地元企業が各企業がそれぞれその立場で仕事を与えられる条件というものもつくっていかなければならない。

ご承知のとおり、同じ厚岸町においてもAからDまであります。対等に扱って競争させた場合に、これはどういう状況になろうかと。安ければいいというものではありません。やはり、地元企業の育成という中ではある程度ランクを考えて公平に発注をするということも大事なことはなかろうかと、私はそのように考えておるわけであります。

しかしながら、ご指摘のように地元企業の育成の趣旨からするならば、やはりそれぞれ組んでできるだけ多くの企業に発注をさせるということも大事なことであろうかと思いますが、今後の指導の一つとして考えていかなければならないと思いま

すが、ただ今日の発注の仕方において世間の目が大変厳しくなっております。談合の問題、町が官主導でそういうことを指導できる立場にございません。やはりみずからの努力によって我々はこれだけの仕事ができるという中での企業体というものを組みながら町にお願いをするということも大事なことでなかろうかと、かように考えておりますのでご理解をいただきたいと存じます。

議 長
9 番
議 長
9 番

9 番。

もう一回あるね。

はい、あります。

町長の言われることもわかるんですよ。確かに発注する側とすれば、もし事故でも起こしたら大変なことになる、そういう例も今まであったわけですから。

しかしながら、冒頭に私が言った下水道が始まったときの状態、やはり当時の町長は地元の仕事をやらせたいんだと、だけど今の技術ではできない、だから町外業者を連れて来てもCランクでもDランクでもいいから1つでもその中に企業体を組ませてそして仕事に慣らすんだということは延々として3年言ったけれども、六、七年続いたんですよそういうあれが、そしてようやく下水道事業は地元業者の企業体の中で8割以上が地元業者に発注されたという今までの経過があるんですよ。そういう努力をやはりしていただきたいと思います。

町長の今言われることはわかるんですよ。確かに。だけど、法的に違反しないのでできるものであれば、何とかそこらあたりはやはり指導しながらやっていくことによって、地元業者の技術力も上がってくるだろうし力も上がってくるだろうし。

何と言っても、この不景気のときに町内に金が落ちることが一番大事だと思うんですよ。そのことをやはり考えてやっていただきたい。

私の質問は3回ですけども、そういう趣旨でひとつ今後とも努力していただきたい、かように思います。

町 長

お答えをさせていただきます。

私といたしましても、今後とも地元建設業の健全な育成に努めてまいりたい。そして、地元企業が大きく成長するように心から行政としてもお願いしながら、今後の課題として松岡議員の指摘のとおり地元を優先に考えてまいりたいと、かように考えておりますのでご理解いただきたいと存じます。

議 長

12番。

12番 今回の工事についてなんです、今回のこれを見ますと排水の雨水棚渠新設工事というんですか、これが東側と西側に分かれていますよね。これを、今ずっと論議されておりますけれども、分割発注などということは当初からこれ考えられなかったものなんです。

議長 建設課長。

建設課長 基本的には公共事業の中で分割、工区分けだとかいろいろな方法があります工事的には。工区が違うんだから分けるとか何とかと。一つの事業でやる場合、ある面では同じ場所、ほとんど分かれと言いながら同じ場所であれば当然施工的には一緒、結局別々な業者がやることによって経費率が非常に高くなる、したがって事業費が高くなるという形の中では、この中では地区がほとんど変わらず一緒であれば、当然1工事としてやらなければならない。

逆に言うと、分割することによってその経費率が高くなって、事業費そのものが上がっちゃうという形になります。

議長 12番。

12番 そういう考えであるのであれば、そうすると一括して発注する場合と、それじゃ今さらに分けてこの西の方の工事、東の方の工事がどういうふうになるんですか。それによって、幾らどういうふうに差が出るか、ちょっとお示し願いたいです。

議長 建設課長。

建設課長 積算になると、こっちは契約の関係でございますので、水道課の方の積算という形になりますので、ただいずれにしても一般管理費等が率そのものが全体の工事費が、純工事費が高くなると経費率が低い率で済みますけれども、分離することによって直接工事費が安くなると経費率が高くなるという形の率なので、結局は高がえりであるという形になりますので、当然これらは国の補助をもらってやっていますから、なぜ分ける理由があるのという形になってくる、今までの事例的にはそういうふうになってくる。

ただ、積算そのものの考え方とかについては、一応私の方は契約の方なんで、水道課の方で積算していますので、それらについては。

議長 休憩します。 休憩時刻 16時47分

議長 再開します。 再開時刻 16時51分

会議時間の延長をいたします。

できれば、議案第45号が終了するまで延長したいと思いますが、いかがでしょう。
時間を切っていいですか。

(発言する者なし)

議長 それではお諮りいたします。

本日の会議時間を1時間延長して6時までとしたいと思いますが、

(発言する者あり)

議長 それでは、議案第43号が全部終わるまであらかじめ時間延長したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、そのようにいたします。

休憩します。

休憩時刻 16時53分

議長 再開します。

再開時刻 16時53分

12番 12番

私は、やはり公共事業というのはずっと論議されているように、町内でできるだけ還流する方法を考えていくべきではないのかなど。ものすごい割高になってしまってどうにもならないと、町財政をさらに圧迫してしまうというのでは困るけれども、やはり町外業者が結果的にうまいところの大半を持って行って、ジョイントを組んだ方もほんの少しのおこぼれだというのでは、やはり私は本当の公共工事かなというふうに思うんです。

そういうことから考えると、やはり若干の割高がもしあったとしても、町内に大いに還流すると、それが波及効果になっていくようなそういう工事発注に持っていくような努力も必要ではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

議長 助役。

助役 ご質問者のご指摘ももっともだというふうに考えます。

考えますが、この事業に関して言いますと国費が入っております。必ず会計検査の対象になるわけです。そうしますと、先ほど提案をいただきましたような分離発注をするということになると、設計段階で既に効率的でない結果になってしまいま

す。そのことは、必ず会計検査の指摘を受けてしまうわけです。

したがって、より安価な、より効率的なということを考えて設計をさせてもらっているとそういうことで、この場合は一括発注をすることによって、さっき建設課長が答弁したように経費率が上がってどうのこうのという設計金額にならないわけですから、こういう発注の形態をせざるを得ないということでご理解をいただきたいと思いますが、ただしやはりできるだけ地元の業者さんに受注の機会を持っていただくということは、これは発注者の行政側としても願っておりますが、その辺はやはり地元業者さんの経営努力等をもって頑張りたいとそうのように考えますし、我々も発注者側としてできるだけそういうような機会を持っていただくように努力をしてまいりたいとそうように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議 長
8 番

8 番。

私はそういうことではなくて、この12ページの図面から見ますといわゆる東側の方に今回 58.49メートルになっていますが、昨年、その前に既にやっている工事なんですけど、今回その先を延長するということは、当初こういう形ではなかったというのか、ここで終わっていたのではないのか。

今回、この延長の 58.49メートルは、どういう形というのか、去年は当初からそういう形だったのか、あるいは予算の都合でそういう形で今回離れてしまったのか、地形的に見るとこの出てきている部分ではちょうど沢地まで来るけれども、後から要望的につけ加えられたようなイメージがしないでもないんですが、その辺のいきさつはどうなのか、延ばすというのかそういった理由は何だったのか。

議 長
水道課長

水道課長。

今年度施行するこの東側 58.49メートルですけれども、これは決して土地の形状を見て急遽つけ足したとかそういうことではなくて、もともとこういう計画でございます。

それで、当然下水道事業は年間3億程度やらせてもらっているんですけども、これに半分近いお金がかかっておりますので、全体の事業費の中で昨年度 58.49メートルが残ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長
8 番

8 番。

わかりました。

それで、今回の今議論になっていましたランクAということですが、先ほど経済的なものもさることながら、いわゆる雇用の問題というか、働く方の問題もかなり吟味していかなきゃいけないというか、いわゆる門静にAとする業者は事務所を張っていますけれども、事務系はいるようですけれども実働部隊というのは実際にどういう形で来るというのか、帯広から来るのかあるいは働く者、実際に従事する者はどういう形で使われるのか、その辺はどのような形になっているのでしょうか。

議 長

建設課長。

建設課長

今回受注業者を含めて、当然仕事というと萩原建設についてはほとんど主任技術者とか、そういう知識とかを持って、現場施工管理からすべて行う担当者が張りつくという形で、今まで事例ですよ。あと今回の業者を含めてその辺が現場監督をするのが水道課の方なんです。今までの事例からいくと、当然そういうデスクワークというか、現場の施工管理から役所に上げる書類全部そういうものをほとんど主任技術者が張りつくという形になります。

当然、構成している団体の方向からもそういう主任技術者が出るし、現場代理も出てくると、基本的には萩原さんが施工管理を主体的に行うという形になろうかと、当然それには企業体で構成しているホクホウからも主任技術者が入って当然現場施工管理もあわせてやっていくという形で、現場的な施工や何かについてはそれぞれ萩原のホクホウさんとか、それぞれいろんな業者さんを工種に合わせて作業員とかを使っていくという形になろうかと思えます。

議 長

8 番。

8 番

そうすると、いわゆる審査基準として町が発注するに当たってのそういう書面的なものを含めての基準というのは、そういう現場監督で条件が整っていればいいのか、あるいは人夫、どのくらいの人夫が必要とするとか機動力がどれくらい、それがすべて積算、このお金のもとになっているんじゃないか、普通の稼働で言えば1人夫幾らで何日稼働があってお金的には労賃としてはこれだけ、あるいは機械のリース料としては幾ら、あるいはそういう資材としては幾らと、総額がはねてきて今こういう金額になってくるわけですけども、町としてはそういう人夫の部分まで、あるいは何人来るとか何人数とか言い方がありますがけれども、そういう当然工期の期間というものは決めるでしょうし、私の発想から言えば町内の人夫はどのくらい使われるかという発想になるわけですけども、その辺のところは全く町

としては関知しないということにはならないと思うんです。金額がこれだけの。全部そういったものを積算されて、総額で幾らということになるだろうと思うから。その辺はいかがですか。

議長

建設課長。

建設課長

ご質問にお答えしますが、基本的には設計する立場では工事によって工種によって、この仕事をするなら何人要ってどういう子細かと、全部積算は、工事をするための施工積算はそういう形になっている、工事積算は。

業者さんを指名するには、業者さんは経営事項審査という形で必ず2年1回ずつ受けます。それは、技術員が何人いると、会社の資本金が何ぼでどういう資本、技術者が何人スタッフがいます。特定建設業ですから持っていますから、当然そういう中ではそういう業者さんで作業員が何人いるから会社の経営がどうのこうのという形じゃなく、経営事項とって会社に技術者が何人いて施工能力がどれだけある、今までの実績とかそういうものがプラスされてランクづけされてきています。当然従業員も入ってきます。

したがって、それで格づけ、その中から選ばれた企業体が組んでいるものをうちからは指名させていただいたんで、現場的な積算、設計についてはその工事を行うための積算という形で、当然その工事をやるためには、型枠工には何人要るとかそういう形で全部計算されて積み上げられたものが予定価格という積算額になります。

それと、業者が何人いるから云々という形ではございませんので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

議長

休憩します。

休憩時刻 17時05分

議長

再開します。

再開時刻 17時07分

質疑ございませんか。

(発言する者なし)

議長

なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

延会時刻 17時08分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成16年6月17日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員